
平成21年第2回大和町議会定例会会議録

平成21年3月6日（金曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大須賀 啓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野 元 君	保健福祉課長	浅野 雅勝 君
教 育 長	堀籠 美子 君	産業振興課長	遠藤 幸則 君
代表監査委員	三浦 春喜 君	都市建設課長	高橋 久 君
総 務 まちづくり 課 長	千坂 正志 君	上下水道課長	渋谷 久一 君
財 政 課 長	千坂 賢一 君	会計管理者兼 会 計 課 長	織田 誠二 君
税 務 課 長	佐藤 成信 君	教育総務課長	瀬戸 善春 君
町 民 課 長	瀬戸 啓一 君	生涯学習課長	横田 隆雄 君
環境生活課長	高橋 完 君	総務まちづく り課まちづく り対策官	千葉 恵右 君

事務局出席者

議会事務局長	伊藤 眞也	書 記	藤原 孝義
班 長	瀬戸 正志		

【議事日程】

- 日程第 1 「会議録署名議員の指名」
- 日程第 2 「議案第 7 号 大和町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例」
- 日程第 3 「議案第 8 号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例」
- 日程第 4 「議案第 9 号 大和町企業立地及び早期操業を促進する条例」
- 日程第 5 「議案第 10 号 農村地域工業等導入促進審議会条例を廃止する条例」
- 日程第 6 「議案第 11 号 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 7 「議案第 12 号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 8 「議案第 13 号 土地取得特別会計条例を廃止する条例」
- 日程第 9 「議案第 14 号 大和町町民バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 10 「議案第 15 号 大和町戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 11 「議案第 16 号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例」
- 日程第 12 「議案第 17 号 大和町道路占用料等条例等の一部を改正する条例」
- 日程第 13 「議案第 18 号 平成 20 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3）」
- 日程第 14 「議案第 19 号 平成 20 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）」
- 日程第 15 「議案第 20 号 平成 20 年度大和町宮床財産区特別会計補正予算（第 3 号）」
- 日程第 16 「議案第 21 号 平成 20 年度大和町落合財産区特別会計補正予算（第 1 号）」
- 日程第 17 「議案第 22 号 平成 20 年度大和町奨学事業特別会計補正予算（第 1 号）」
- 日程第 18 「議案第 23 号 平成 20 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」
- 日程第 19 「議案第 24 号 平成 20 年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」
- 日程第 20 「議案第 25 号 平成 20 年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）」
- 日程第 21 「議案第 26 号 平成 20 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 3 号）」
- 日程第 22 「議案第 27 号 平成 20 年度大和町水道事業会計補正予算（第 3 号）」
- 日程第 23 「議案第 41 号 大和町総合計画基本構想について」
- 日程第 24 「議案第 42 号 大和町国土利用計画」
- 日程第 25 「議案第 43 号 町道路線の廃止について」
- 日程第 26 「議案第 44 号 町道路線の認定について」
- 日程第 27 「議案第 45 号 字の区域をあらたに画することについて」

日程第28「議案第46号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について」

日程第29「議案第28号 平成21年度大和町一般会計予算」

【本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕】

午前9時57分 開 議

議 長 （大須賀 啓君）

少し早いんでありますが、全員おそろいでありますので、ただいまから本日の会議をひらきます。

皆さん、おはようございます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、4番平渡高志君及び5番堀籠英雄君を指名します。

日程第2「議案第7号 大和町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、議案第7号 大和町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第8号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例」

議長 (大須賀 啓君)

日程第3、議案第8号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。6番高平聡雄君。

6番 (高平聡雄君)

それではお伺いをします。

今回のこの条例の一部を改正するということで、介護保険料の見直しを提案いただいたわけではありますが、これまでの標準である3,500円から3,800円。説明資料を拝見させていただくと、基金からの繰り入れ55円を入れて3,800円だというご説明なわけですが、郡内隣接の町村の今回の見直しでの動向、もしわかれば教えていただきたいということでお伺いします。

議長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長 (浅野雅勝君)

じゃあ、介護保険法についてお答えいたします。

郡内での介護保険料でございますけれども、まず第3期ですね。20年度

までの分でございます。大和は 3,500円でございます。富谷 4,100円でございます。それから大郷 3,800円。それと大衡が 3,400円でございます。それで、あとこちらで確認しております第4期の部分ですけれども、まず大和は 3,800円で提案しておるところでございます。8.6%ということでございます。富谷町の方ですけれども、4,300円と聞いておりました4.9%。それから大郷、同額の 3,800円でございます。それから大衡でございますけれども、3,800円の11.8%の改定を予定していると聞いております。

議 長 （大須賀 啓君）
6番高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

そうすると、富谷町の 4,300円を除くと、3,800円が並ぶ可能性があるということですね。

説明資料で地域密着型サービス、認知症対応型共同生活介護、これはグループホームだと思うのですが、これが21年度は倍増、来年度からは、20年に比較して3倍、これは給付あるいは人員も見込んでおるわけですが、このことについてちょっと詳しくご説明をいただきたいですし、この計画そのものについてどういう状況なのか教えてください。

議 長 （大須賀 啓君）
保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長（浅野雅勝君）

給付費の推計でも見ておりますけれども、20年度ですと 5,000万円余り、それが21年度ですと1億400万円、あと22年度は1億5,800万円と見ておりますけれども、これにつきましては、認知症対応型共同生活介護ということでグループホームを見ておるというふうなことでございます。

まず、21年度でございますけれども、これにつきましては2ユニットですね。1ユニット9人ということで、18人を見てございます。なお、これ

につきましては申請の方が上がっておりまして、それぞれ選考をしておるところでございます。なお、22年度以降、その4のユニットを予定しておりますけれども、まだいろんな経営的なものもございますので、まず第4期のスタートは2ユニットでスタートしようということで、その後の経営状況なんかもありますので、計画では36人で見ておるところでございます。

議長　長　（大須賀　啓君）
6番高平聡雄君。

6番　（高平聡雄君）

もう少し詳しく計画そのものをお伺いをしたかったわけではありますが、じゃあ、これは民設民営で既に申し込みというか、意欲をお持ちの方が町の方に申請というか、打ち合わせをした上でこの計画を進めるということがもう決定しているということで理解をしてよろしいのかというのがまず1点と、あとは、地域としてどの辺に設置をされるご予定なのか、もう少し詳しく教えていただきたいのと、あと、あわせて、この見込み額の中で、数あるそのサービスメニューの中でこのグループホーム、認知症対応型の共同生活介護施設というものの設置を計画したという、ここに至る経過ですね。なぜ、このグループホームを選択されたのか。下の方を見ますと、保健施設やら福祉施設やら、あるいは介護の療養型の医療施設ですか、こういったことについては、前段の二つについては自然増ぐらいしか見込んでいないようですし、その介護の療養型医療施設ですか、これについてはゼロのままというようなことで、言ってみれば、先ほど言ったように、その中で共同型に方針を定めたというこの経緯についてどういう判断があったのかお聞かせをいただきたいと思います。

議長　長　（大須賀　啓君）
保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長（浅野雅勝君）

グループホームですけれども、2ユニットの設置につきましては、これは民設民営でございます。予定としましては、現在、南区画整理組合地内の場所を予定しておるところでございます。民設民営でございます。

それから、特養との関係なんでございますけれども、確かに98名ほど待機がおりますけれども、この特養の施設の計画につきましては、その第4期が始まる2年前にそれぞれ申請、それから町の計画というのを示さなければならぬという中で、結局第3期中にはそういう申請等がなかったというふうな形で、この第4期では、そういう施設にはしないということで、ただ、施設に入る前のグループホームということで今回措置をしようというふうなことでスタートするというところでございます。第4期では、その特養施設への入所はないというふうな形になります。

議長（大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第9号 大和町企業立地及び早期操業を促進する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、議案第9号 大和町企業立地及び早期操業を促進する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。11番鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

今回の新しい条例ということになるんでしょうけれども、昨年6月に企業立地促進条例改正をさせていただきます。そこで区域を特定区域と重点区域に分類をしたわけなんです。今回の条例では、いわゆるその特定区域に立地する企業が対象ということで、仙台北部、大和流通とこうなるわけでございます。現在ある条例、現行にある条例の中では、この仙台北部と大和流通工業団地については企業立地奨励金は残してあるわけなんです。それに加えて、言ってみれば改正条例のいわゆる用地取得助成金ですか、そういった部分を新たにこの二つの団地に条例として加えたということに理解をしたわけなんです。この場合、いわゆる現行の立地奨励金と今回のその条例で奨励金を支給する部分は、何といいますか、ダブルで支給されるというふうに理解していいのでしょうか。

それとあわせて、この条例によってこの二つの団地で該当する、該当が予想される企業というのはどういうものがあるのかお伺いをしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長遠藤幸則君。

産業振興課長（遠藤幸則君）

鶉橋議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目でございますが、現行の企業立地奨励金、大和流通、仙台北部に該当する部分、これについては、前段で申し上げました、昨日申し上げましたとおり、投資固定資産額 2,800万円以上で投下固定資産額の 10分の3に該当する部分、1億円を限度というような形での部分でございます。今回、新たに条例を設定しました早期操業の奨励金につきましては、この部分プラス新たにつけ加えるというふうな状況になっております。

それから、2点目でございますが、特定区域というふうな形で仙台北部と大和流通工業団地、2団地が該当するわけでございますが、現在操業している企業では、1社が該当するというふうに想定をしております。以上です。

議長（大須賀 啓君）
11番鷓橋浩之君。

1 1 番（鷓橋浩之君）

去年の6月の条例改正の際にも議論はされたんですが、当時、重点区域、特定区域、これを分類する際に、いわゆる特定区域、仙台北部と大和流通を外したというふうな、特に用地取得奨励金と取得補助金からですね。そういう中で、あの時点でも、今建設中のパナソニックEVエナジーですか、これはもう既に進出が決定しておったわけなんで、言ってみれば、こういう奨励金制度があるんだよという条例があって、そこにその条例の中に進出が決定していたというふうな経緯があったわけなんですけど、言ってみれば、立地する企業の信義に反しないのかといったような議論もされたわけですね。

今回、こういう新しく条例を制定するに至った経緯なんですけど、これ、やっぱりその企業側からの要請があってこういう形にしたのか、それとも町の何と申しますか、そういう計らいで新しい条例をつくったのかというふうなことも、非常に今こういう時代ですから、いわゆるいかに大手の企業といえども、そういったことにシビアになっているんだと思います。そういった背景等もお聞かせをいただければいいと思いますが、ひとつお願いします。

議長（大須賀 啓君）
産業振興課長遠藤幸則君。

産業振興課長（遠藤幸則君）

続きまして、企業側からの要請か、または町としての考えかというふうな状況でございますが、昨年6月の条例改正時点では、立地していただく

企業さんそれぞれ平成22年4月操業というふうな形で、一斉な形で操業が開始されるというふうなこと、合わせた形で町としての奨励金の部分が、その部分では大分集中してしまうというふうなことも踏まえた中での改正をお願いしたわけでございます。議員の質問の中にあつた信義云々というふうな状況もございましたが、ご理解いただいた中での改正かと思っております。

しかし、その後、町長のあいさつにもあつたとおり、予想もしないような、100年に1度のこういうふうな世界的な同時不況が押し寄せてくる中、進出決定をいただいた企業さんの操業の延期というふうな情報もいただいております。町としましては、やはり確実に操業を開始いただけるよう、そういった思いを持って今回この条例を制定したような状況でございます。

議長（大須賀 啓君）
11番 鶉橋浩之君。

1 1 番（鶉橋浩之君）

最初の質問に1社が該当ということでしたから、恐らく流通団地のパナソニックさんだと思うんですが、もう既に11月ですか、起工式もされて建設中でございます。この時期のいわゆる条例制定ですから、当然そういった企業側からの要請というものがあつたことだったのかなというふうに思ったわけですが、そうしますと、企業からの何と申しますか、昨年の条例改正を踏まえて特別要請と申しますか、今回の条例制定に至る経過の中で、企業からの要請は全然なかったと理解してよろしいのかどうか。

議長（大須賀 啓君）
産業振興課長 遠藤幸則君。

産業振興課長（遠藤幸則君）

今、11月に安全祈願祭がされ、工場の建設が進んでおるような状況でございますが、直近の情報なんかも伺いますと、そのニッケル電池のハイブ

リッド用の電池の製造の部分でも、最近、親会社でありますトヨタの部分もあった中で、やはり今、在庫調整が進められて、底も出てくる状況になっているというふうな状況がございます。デイブさんの方では、デイブさんというのはパナソニックEVエナジー株式会社であります。そちらの方でも、新規採用及び中途採用を含めて約170名の方々が、本社静岡の方で工場の方の作業のノウハウを今学んでいるわけではありますが、その部分でも少し生産ラインが少し落ちているような状況も伺っております。本社の方の部分というふうなことになりますと、今回、新たに工場が建てられた場合においても、もしやすると、工場が建ったとしても生産ラインがスタートできなく、いわゆるそこも何というんでしょうか、しばらく様子を見るとか、そういう場合も今の状況からすると全く想定できないわけでもございません。そういった意味合いも込めて、町としましては、この条例の部分で幾らかでも後押しができればなど。いわゆる企業の早期操業をぜひお願いしたいというふうな思いを込めている状況でございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。1番藤巻 博史君。

1番 （藤巻 博史君）

一つは、今回の条例案の中で、多分パナソニックさんであろうということですがけれども、従来から、今年の7月にスタートとかという報道が当初なされていたと思うんですけれども、それが今回の条例の中で、来年の3月31日までに操業開始されればというような条例のようでございますが、何というんですかね、今一つ疑問と言ったのは、本社というんですか、そちらの方でたまたま研修なりなんなりなされて、あるいは在庫の関係ということで、要するに企業の都合の中でそういう操業というのは決まるものであって、以前にもお話ししたと思うんですが、何というんですかね、町の方からの後押し、あるいは引っ張りというんですか、そういったものとは直接は関係ないのではないかとと思われるんですが、そのところを一つ。

それからもう一つ、この趣旨の中で、現行の企業立地促進条例には、着工それから操業開始期間の要件がないため今回こういうものを出したということですがけれども、素直に考えれば、条例にこういう要件を加えればいいんじゃないかと私は、何かちょっと何というんですか、この企業立地促進条例の中の企業立地奨励金部分ですね、そのところにそういうものをつければ、別に新たなというんですか、ことが必要ないんじゃないのかなというのがどうしても疑問なところなんです。そういうことで、なぜ昨年6月に改正されたときにでも、私もなったばかりでそういったところはよくわからなかったんですけれども、なぜそういう着工とか操業期間の条例を入れなかったのかということをお聞きしたい。

それから、もう一つは、来年の3月までという時限立法ですがけれども、そういう企業が出てくるたびにこういうものをまたつくったりする、そのたびにというふうになりかねないというふうに私思ったもので、もとの条例の方に手を加えた方がよっぽどいいんじゃないのかということも含めてお聞きしたいと思います。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長遠藤幸則君。

産業振興課長（遠藤幸則君）

藤巻議員のご質問でございます。

議員おっしゃる部分で、企業側の都合で操業がなされるのではないかというふうな状況をお話し、先にされたかと思うんですが、鶉橋議員のご質問に申しあげましたとおり、町としての早期操業の部分について、ぜひともお願いしたいというふうな部分を込めての部分で、それが企業さんにとってどういうふうな形で伝わるのかというふうなのは、それは受け取る側の問題かとは思いますが、町としてのまず出したいというのが一つでございます。

それから、現在、現行法の大和町の企業立地促進条例の方でございますけれども、これの条例の改正でどうだったのかというふうなご質問だったかと思うんですが、本条例につきましては、6月改正の時点で申し上げた

ような形になっておりますので、今回、議員おっしゃるとおり、3月31日までの時限立法というふうな形になりますので、やはり今の社会経済情勢、本当に100年に一度という中での先が見えない不透明な中での部分で、今でき得る限りのよりよい部分での対応を図りたいということから、新たな条例での設定をしたものでございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）
1番藤巻 博史君。

1番（藤巻 博史君）
お金を上げるために出した条例というふうな回答になるんでしょうかね。要するにお願いしたいと、3月31日までに操業していただきたいということでのお願いするための時限の条例というふうに、今回の提案の理由とすればということでしょうか。

議長（大須賀 啓君）
産業振興課長遠藤幸則君。

産業振興課長（遠藤幸則君）
お金を上げるのではなくて、早期の着工、操業を促すための条例でございます。

議長（大須賀 啓君）
ほかに質疑ありませんか。12番上田早夫君。

12番（上田早夫君）
私この条例を見て、私もサラリーマンをやっていたので、私のいた会社が、名古屋の知多半島に6万坪の土地を買って工場を建設し、いろいろその時社内で検討させたんですけれども、会社がこういうもので進出するときの考え方というのは、こういうのは一切考慮されないんですよね。自分の会社がここの地域に工場を建てるとか会社を建てるとか、それはど

ういうメリットがあるかと。例えば、私がいた経験では、私のいる会社は名古屋の知多半島につくりました。それは、私のいた会社は全世界にあるもんですから、アメリカとヨーロッパと極東は日本という形の地の利、まずそれなんです。

じゃあ、名古屋に何でつくったかと、知多半島に何でつくったかという
と、これは、名古屋から工場をつくってやれば、北海道から九州までの運
送費が一番低減されるからというので名古屋の中部地区に決定しているん
です。そして、そういう中で今度知多半島、そこに港をつくって、シンガ
ポールとかそういうところに、全部日本でつくった原材料をやる船賃が一
番安くなるんですね。それからトラック運送、北海道から九州までそこで
つくった製品を出すためには、名古屋からやる方が、トラック便の運賃が
一番安くなるという、そういう経費を計算して、いろんな、例えば関東に
つくった場合、東北につくった場合、九州につくった場合、関西につくっ
た場合、大体五つくらいモデルをつくって計算するわけです、企業側の立
場で。そうしたとき、この条例をつくってどのくらい効果があるかと。企
業側から見るとゼロなんです。これだけの金額よりも、そっちの試算した
数字が、極限の最小の数字になるところで立地を選ぶと。そういう形にな
るのね。そうすると、ないよりはあった方がいいと思うんですけども、
これよりもっと別な角度から考えた条例をやった方が、つくった方が、も
っと立地するときの企業側にとってもメリットが出てくるんじゃないのか
など。ちょっとお聞きしたいのは、そういうことも踏まえて対比して検討
して、これがベストだという感じでこの条例を制定したのかしていないの
か、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長遠藤幸則君。

産業振興課長（遠藤幸則君）

上田議員のご質問でございます。

企業様が進出する条件につきましては、今おっしゃられたとおり地理的
条件とか経済条件、いろいろカウントされた中で当大和町を設定いただい

たのかなというふうに思っております。また、その一つの要因の中には、町もそうですが、県の奨励金とか、そういったのも呼び水になっているのは間違いはないというふうに思っておりますし、また、そういった面での企業さんにとっての応援する分もあるのかなというふうに思っています。

今回新たに早期操業の部分で設置をするという形で考えた場合、現在、大和町の企業立地促進条例と、それから県関係とか、そこらも含めた中で、今できる中で一番なのは、やはり早期操業に結びつくのが一番ではないかというふうな思いでこの条例を制定したような状況でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第10号 農村地域工業等導入促進審議会条例を廃止する条例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第5、議案第10号 農村地域工業等導入促進審議会条例を廃止する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
ないものと認めます。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから議案第10号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)
起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第11号 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」

議長 (大須賀 啓君)

日程第6、議案第11号 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。9番馬場久雄君。

9番 (馬場久雄君)

町長のごあいさつの中にもありましたけれども、交通安全指導員の報酬についてであります。福利厚生事業の廃止が昨年実施されたわけなんです。その穴埋めといいますか、そういった形で出勤1回当たり300円、報酬に加算するというふうなことであります。この1回の出勤で300円というその金額、安いか高いかという、ちょっと安いような気も私はするんですが、費用弁償1,500円はもちろんわかりますけれども、そういった加算する、算定する根拠といいますか、そういった打ち出し方をもうちょっと説明いただきたいと。

あと、同時に、県内の市町村、こういった体制であるところは同時進行であるんだろうと思いますけれども、近隣の町村の場合はこういった形でやられておるのか、その辺も含めてお聞かせいただきたいと思います。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長（千坂正志君）

お答えをいたします。

第1点目でございます。この300円の価格の設定でございます。これにつきましては、ご説明でも申し上げました、現在、退職報奨制度の方に町の財源ということで、負担金ということで1人当たり1万円を退職報奨制度の方に負担をしてございます。その中で、今回、今、指導員22名いるんですけれども、平均的に大体年間30回ぐらいから33回ぐらいが平均の出動回数になってございます。そうすると、この報奨負担見合いの1万円ぐらいの額になるということにすると、300円という設定をいたしたところでございます。ですから、報奨制度の部分を報酬の方に加算したと、負担金分を加算したという部分が一つございます。

それから、先ほど近隣の町村ということでございますが、近隣の町村につきましては、それぞれ報酬の、うちの方の報酬は今ここに記載のとおり、隊員で4万3,000円になっておりますけれども、大体7割が5万円以上になっている部分もございます。そんな形の部分で、近隣の町村につきましては、今回、この費用弁償の方の部分に加算している部分もございません。うちの方は出動回数、これはここに出ていただく方についても、ある程度の回数の差がございますことでもありますので、そんな形で、今回は300円というふうな負担金見合いの部分での積算ということでございます。

なお、このことについては、指導員の方々の協議の中で設定をさせていただきました。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

9番馬場久雄君。

9 番 (馬場久雄君)

前にもご説明いただいて、出勤回数が36回の38回、掛ける 300円だと、大体今までに出している事務費を入れて29万円に合致するのかなというふうな、そういう思いはあったんですけども、なお、どういう根拠かなと思って質問させていただきました。

一番今、消防団員でもそうですけれども、交通指導員の方々も、やはりお勤めしながら、またそういった農作業をしながらというふうな形なんです、要請があってもなかなか来れない。28名の定員の中で現在今22名ですか、そういった形のように。それに福利厚生部分がなくなるとなると、ますますそういったボランティアでやっているわけですから、そういった金額に余り固執するわけございませんけれども、そういう体制を整えば、ある程度そういったことに、もっとボランティア的な意識を強く持って参加できるのかなというふうな思いもあるんでお聞きしたわけです。

今後、そういったことを踏まえて、これ以上減らないように、また町の方もますますそういったいろんな行事があるたびに、金を払ってまで委託する方法もあるでしょうけれども、地元でそういった方々がおられれば、なお、そういう協力を求めることが出てくるんだと思うんで、そういう何というんですか、町としての参加していただくような認識づくりをしていただきたいなと思うんです。 300円の根拠は一応わかりました。

議長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長 (千坂正志君)

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、28人定員の中に22人ということで今指導隊の方々をお願いしてございます。年々この交通指導員の要請というのは多くなってきましたので、今回、巡回の広報車も購入するというふうなこともございますので、なお一層団員の確保に努めていきたいなと思っていきますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。4番平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

この交通安全の隊員の隊長、副隊長、班長、隊員とありますが、その人数ですね。隊長何名、副隊長何名というその内訳ありましたら教えていただけますか。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長（千坂正志君）

お答えをいたします。

隊長1名、それから副隊長1名、それから班長が3名でございます。それから、今22名おりますので17名が隊員という形で、各地区のそれぞれの方々にお願いをしているところでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

4番平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

ちょっとずれるかもしれないんですけども、この中で隊長一人、副隊長が一人、班長が3人となっていますけれども、ちょっと私たちも、消防団の関係もあるんですけども、今まで大和町の功労賞とかいろいろ賞を町の方で出していますよね。それで、一番私もちょっと不審に思っていることは、消防団の場合だったら、部長で35年以上とかというその規定があるんですけども、表彰の規定がね、大和町の功労賞の場合ですよ。ただ、私ちょっと、今関係ないかもしれないけれども、関連して、20年、それも私は副隊長以上か隊長のという交通安全の隊員の場合、そういう規定があったという話は聞いたんですけども、今の状況だと、隊員でも20年以上になると何か表彰、功労賞になっているんですけども、私もこの前、功労

賞の表彰式に何回か出ているんですけれども、四十四、五歳で大和町の功労賞というの、私ちょっと余りにも若過ぎるのかなと。区長さんでさえ15年、議員で12年ですか、いろいろ規定しているんですけれども、この交通安全の指導隊員に関してはどこまで規定があるんだか、隊員でも20年以上になれば功労賞になれるんだか、それが前は定まっていたらしいけれども、今は定まっていないために、四十四、五歳ぐらいでもうもらっている。私これ、ちょっと功労賞にしては余りにも若過ぎるのかなというのがずっとあったんですけれども、ちょっとこの点に関してあったもんですから、今お聞きするんですけれども、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長（千坂正志君）

お答えをいたします。

功労賞ということでございますが、ちょっと資料を持ち合わせていないんですけれども、20年以上ということで、隊長とか副隊長とか、ちょっとそういうものは文言にはなかったのではないかと今思っておりますけれども、年数だけでの計算で指導隊の方々の部分の功労賞の表彰かなとちょっと今思っています。詳しいことは、ちょっとあと、資料を見てからお答えしたいと思います。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

4 番平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

私、消防団員の幹部の中にもこの指導隊の方がいて、我らのときは幹部、ここでいえば副隊長以上か班長以上か知らないけれども、そのくらいの上からでないとは表彰はならなかったよと。ただ、今はちょっとその垣根がなく、隊員にも全部20年以上と。そうしましたら、やっぱり消防団員だって、そういうふうにして団員でもいいとなれば相当な数になる。そのた

めに部長以上35年とこう決めているわけですよ。ただ、この指導隊員だけ何でそこまで、20年で隊員でも今の状況ではもらっておるといのは、やっぱりそこは歯どめはかけなきゃならないんでないかなと私は思うんですけれども、今後の検討課題にさせていただければと思います。

議長 長 (大須賀 啓君)

答弁要りませんか。

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長 (千坂正志君)

お答えをいたします。

いろいろ指導隊の部分もありますけれども、いろいろな役職を持っている方でも加算という部分もございますので、その辺も確認させていただきながら、検討の課題にさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長 長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第12号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第7、議案第12号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。16番桜井辰太郎君。

16番（桜井辰太郎君）

今回のこの条例の中の23条、勤勉手当ですね。この勤勉手当の中に、新しく人事評価を取り入れながらその勤勉手当の支給をしていくというふうな条項がございました。確かにその勤勉手当の評価の対象にはなるかと思いますが、その人事評価ですね、この人事評価は、町でも平成17年か18年からいろいろと研究を重ねながら検討してきたというこの事実があるわけでありましてけれども、この人事評価というのは、確かに能力と実績に基づいて人を管理する場合には、とても必要な基礎・基本になるものかというふうに私も思います。この評価を導入するということになりますと、特に管理者の評価能力がどんどんどんどん向上していかなければ、この組織の一員として評価されるわけでありまして、その向上しない、あるいは説明責任を果たさない中でその評価ということになってくると、組織が一つ一つ崩れてしまうことなども私は考えられるのではないかというふうに思っています。ですから、この人事評価を公正に適切に進めていくその心構えや、今までの検討してきたその内容などをちょっとお聞かせをいただければというふうに思います。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長（千坂正志君）

桜井議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

大和町の人事評価制度でございます。現在、平成20年、人事評価の制度の試行の段階で実施してございます。それで、昨年4月ですね、まずもってこの人事評価をす

るに当たって、その部門の目標の設定、そして個人の職員の自己の部分での目標を定めていただきまして、それに基づいて今実施をしてきてございます。その中間の評価というのが、第1の仮評価が、11月1日基準にしたやつで今年も評価をしてございます。

そんな中、この評価者につきましては、ご承知のとおり、第1評価者が各課等の課長等が第1評価者、第2評価については、教育長、副町長という部分が第2評価、そして最終的には、町長が評価をするというふうな形のシステムの中で今取り組んできているところでございます。

それで、11月1日の部分の仮評価の中での基準に従った中で、次期1月1日の昇給なり、そういう部分に反映していったら、最終的には3月に最終評価をやるという形の流れになってございます。そして、それを受けて次年度の勤勉手当なりなんなり、昇格・昇給の方に反映させていくのが基本になってございます。今現在、そんな中で、昨年3月に、この人事評価についての概要、運営面それから評価者の研修、そういうものを実施しながら1年目の試行に入っているというのが基本でございます。現在、この部分につきましては、それぞれの総合評点という部分が3月、間もなくの部分で集計がなるという形になりますが、今後、大事な一つの職員の資質の向上という部分もございまして、それから、各課でのそれぞれの目標達成の部分もありますので、この人事評価につきましても、評価者の研修を重ねながら、公平な評価に努めていくという部分にしたいと思っております。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

16番桜井辰太郎君。

16番 (桜井辰太郎君)

ただいま私の疑問について、詳しく実施した経過を説明いただきましたが、やっぱり評価というのは、何回も申し上げるようですが、人材育成や組織の活性化、さらにはこのことが住民サービスにどんどんどんどんやっばりつながっていく、そういうふうな評価にぜひ一丸となって頑張っていたきたいなということを要望して、答弁は要りませんから、私の要望でございます。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑ありませんか。12番上田早夫君。

1 2 番 (上田早夫君)

「その者の勤務成績」と「勤務の状況」ということなんですけれども、改めるということなんですけれども、勤務成績というのは、私の考えだと、その勤務の状況になると、成果評価のウエートが非常に減ってしまうんじゃないのかなという感じがするんですけれども、その内容は、どういう評価表をつくってこれからしようとしているのかわかりませんが、私はそこを懸念するんです。やっぱり成果が第一番目で、ウエートが一番多くなければならないと思うんですけれども、成績という数字を抜かしちゃうと、状況というと、別な面でカバーされてしまう、マイナス点をカバーされてしまう可能性が、ウエートが高くなってしまわないかということ懸念しているんですが、その辺はどういうふうに考えているんでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長 (千坂正志君)

お答えをいたします。

評価関係でございます。一つのシートがございまして、目標の設定を、まず個人それから組織で行います。それに基づいた中で、それぞれの評価の視点というもので事業の達成度とか、それから事業の成果、それから効果、そういう部分についての細目にわたった部分のやつに、チェック表の中で、面談を含めて、本人の申告も含めて、そして最終的に業績評価という形で評価をするというのが今回の人事評価の部分でございます。

そして、勤務状況等につきましては、今回のご提案申し上げている部分につきましては、それぞれ勤務成績の中で評価の視点が終わった後に、例えば懲戒処分とかそういう部分がありました場合には、今まで最初に評価した部分は勤務状況と認めないんだよというふうなこの条例の改正ということで、11月1日に仮評定します。その後、例えば懲戒処分があったと。そうした場合、仮評定の分の評価よりは、もっとぐっとそのときの評価だから、それを次回に活かしていくのだというんでなく、それは

それでおろすという形の部分の今回の条例改正でございます。

それから勤務成績、今ありました。これについては、それぞれの勤務日数なり、それからいろんな欠勤なり、そういう部分も考慮しながら成績の評価をしていくという部分です。あとは、さっき言った業績評価も一つのシートの中にございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。11番鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

国が人事評価制度の導入に伴いという説明でございました。先ほどの課長の説明では、大和町では20年度から試行に入っていたんだと。このことは、前々から行政改革大綱なり、あるいは集中改革プランの中でも議論されて、早く取り組むべきというような議論もされておったところなんです、今回のこの改正、いわゆる国の人事評価制度の改正に伴い改正するんだというふうな町長の説明があったわけなんです、そうしますと、国の人事評価制度と20年度から試行してきたその評価制度、これは全く同じなのか、あるいは町独自の評価制度というものがあって、それを基本にしているのか、あくまでも国の制度にならっていくのかというふうな部分でちょっと疑問が残ったので、そのことだけお伺いしておきます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長（千坂正志君）

お答えをいたします。

今回の改正につきましては、国の給与等の法律の改正に伴いまして、同じような、国と同等の改正でございます。たまたま今回、この改正に当たっていたところは、人事評価制度21年度からの導入ということで国の方で示してございます。その中の条文の中で懲戒処分関係、基準日を基準にするので、それ以降に懲戒処分等があった場合の規定がなかった部分がありました。ですから、その時は考慮するんだよというような規定の改正になってございます。

いずれにいたしましても、今回の国の給与等の法律の改正に伴ったものでございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)
11番鷓橋浩之君。

1 1 番 (鷓橋浩之君)
今の説明でちょっと漏れていたと思うんですが、この23条の関係でお伺いします。

議 長 (大須賀 啓君)
総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長 (千坂正志君)

人事評価につきましては、先ほど説明申し上げました部分については、人事評価の部分で、実際には実施をしているんですけども、文言で抜けた部分があるということで、今回追加という形の部分の勤務状況の部分でございます。文言の整理という形になります。

議 長 (大須賀 啓君)
ほかに質疑ありませんか。
「なし」と呼ぶ者あり
ないようですから、これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから議案第12号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)
起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第13号 土地取得特別会計条例を廃止する条例」

議長 (大須賀 啓君)

日程第8、議案第13号 土地取得特別会計条例を廃止する条例を議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第14号 大和町町民バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

議長 (大須賀 啓君)

日程第9、議案第14号 大和町町民バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第15号 大和町戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

議長 (大須賀 啓君)

日程第10、議案第15号 大和町戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第16号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例」

議長 (大須賀 啓君)

日程第11、議案第16号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第17号 大和町道路占用料等条例等の一部を改正する条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第12、議案第17号 大和町道路占用料等条例等の一部を改正する条例を議題と
します。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。13番大友勝衛君。

1 3 番 (大友勝衛君)

まず、確認したいと思います。大和町全体に道路占用されている電柱を含めて、そ
ういった物件がまずどのぐらいの数があるのかということですね。まずはそれと、総
体的にどのぐらいの占用料が下がるのかということですね。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

大友議員のご質問にお答えさせていただきます。

占用物件の数、総体ですが、ここでちょっと数は把握したものがございませんので、後でご報告したいと思いますが、ただ、占用料がどれくらい下がるかという質問でございます。道路占用料が、現在におきまして 872万 3,000円ほどになってございます。これ改正されますと 631万円ほどに下がります。したがって、241万ぐらいの減額が措置されております。道路の部分であります、公園の方の占用もでございます。公園の方の占用は、現在で27万円ほどでございますが、これが22万円ほどに下がりますと5万円ほど減額になると、こういうふうに思っているところでございます。そのほかは余り占用物件がないので、主に道路、公園の部分が多いというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

13番大友勝衛君。

1 3 番 （大友勝衛君）

数量的には今ないということで、後でいただきたいと思えます。

また、それに関連して、例えば 457のように国道に昇格された、そういった場合、あるいは県道に昇格されたという場合、既存の大和町の水道・下水道についての取り扱いは、そういった場合はどうなるのかですね。その辺の考え方ですね。要は、大和町のものが国道、県道に昇格した場合、その扱いはどうなるのかということですね。現にそういう事例があったのかもあわせてお伺いしたいと思えます。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

国・県道への町道からの昇格に関連して、占用料がどうなるかというふうなお話でございます。ちょっと調べさせていただきたいと思えます。

議 長 (大須賀 啓君)

じゃあ、暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前11時01分 休 憩

午前11時10分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

大変失礼いたしました。

占用物件の件数でございます。主なものでございますが、東北電力から参りますけれども、電力柱が2,847本でございます。そのほか支柱とか電線とかメートル表記のものもございますので、その分はございますけれども、こういった部分であります。

それから、NTTの電話柱、これが1,820本、それから支柱71本、その他の柱が60本、そのほか支線とかでございますので、メートル表記でございます。

それから、光通信の東北インテリジェント通信等の光ケーブルがございます。これが2万9,914メートルございます。これに伴ってのコンクリート柱が2本あるというふうな内容になってございます。

それから、テレビの関係で、みやぎネットワークでしております光ケーブル等でございますが、こちらの柱類は5本がございますが、あとはその電柱等に添架している配線関係でございまして、これはメートル表記で表記されておりますけれども、こういったものが主な占用物件でございます。

そのほか、道路管理者がかわった場合の占用物件の扱いについては、新たな道路管理者の方にその部分が継承されるといったことになるものでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

13番大友勝衛君。

1 3 番 大友勝衛君)

電柱等々はわかりましたけれども、後の道路管理者に移管されるということになれば、大和町の財産を、その当時、その時点でどういうふうな処分方法をなされるのか、売却するのか、あるいはその中で権限保持した中での逆に占用料を払わなきゃならないのかですね、その辺はどうなるのか、まずもう一回お伺いしたいと思います。

ただ、あと、それに関連しまして、国道も大分拡幅されてきて整備されておりますけれども、その時点で、過去に例があったわけで、前は幅が狭いために、用水路として当然地元の水利組合が管理している部分がありましたけれども、ただ、くぐらないとできないようなまず構造になっているという中で、それが大幅に倍以上伸びるためにくぐれないというふうな状況にあるということも実際あったわけです、警察のちょっと南側ですね。そういった場合の、要は占用を大和町の水利組合でやるのか、町が拡幅の時点でどういう契約をされているのか、その辺があいまいな中で、水がやれないような状況になったということで大変困っていた組合があったんですけれども、その辺ですね、やはり今後道路整備に合わせて、道路占用の云々含めて、そういった問題が今から発生しないとも限らないわけなんで、やはりその辺はきちんとその時点で、国あるいは県道の拡幅にしても、そういった既存で使っているものについての継続できるような管理が、やはりそういったきちんとした町が入って、きちんと契約条項なりなんなりを定めないと、どちらの責任なのかと、あいまいな対応になってくるんだというふうに思います。一番困るのは、やはりそれを利用する方々が困るわけであって、その辺についての考え方もお伺いしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長(高橋 久君)

まず、道路管理者がかわったら、占用物件の例えば電力柱とかに関しては、これまで町道でやった場合、県道になったとなれば、県の電力とかにつきましては県の方に新たに申請を出すと、こういった内容に至るわけでございます。

先ほどの水路の件とかに関して、既存の占用物件が、その後支障ないような形で継承されるかというふうな趣旨かと思えますけれども、そういった場合について、個別にその状況等も踏まえて新たな道路管理者になった場合に、そのことも含めて町とし

ても調整する形になるかというふうに思っております。

議 長 (大須賀 啓君)

13番大友勝衛君。

1 3 番 (大友勝衛君)

ただいま課長から答弁ありましたけれども、やはり今後そういったことがないような道路占用について、やはり既存の方々が困らないようなやり方をしてほしいなというふうをお願いをしたいと思います。

いずれ、大和町もこういった企業が来ることによって、道路整備が確実にまた一段と整備されてくるんだと思いますし、その辺を含め、そういったことについては後で問題ないような進め方をさせていただきたいなということを申し添えて終わりたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第18号 平成20年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）」

議長（大須賀 啓君）

日程第13、議案第18号 平成20年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第19号 平成20年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）」

議長（大須賀 啓君）

日程第14、議案第19号 平成20年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第20号 平成20年度大和町宮床財産区特別会計補正予算(第3号)」

議長 (大須賀 啓君)

日程第15、議案第20号 平成20年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第21号 平成20年度大和町落合財産区特別会計補正予算(第1号)」

議長 (大須賀 啓君)

日程第16、議案第21号 平成20年度大和町落合財産区特別会計補正予算を議題とし

ます。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第22号 平成20年度大和町奨学事業特別会計補正予算(第1号)」

議長 (大須賀 啓君)

日程第17、議案第22号 平成20年度大和町奨学事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。6番高平聡雄君。

6番 (高平聡雄君)

これについては減額補正ということで、利用者が予算に至らなかったということでご説明をいただいたわけですが、予算を組んで利用していただけなかったということについて、その理由ですか、応募者が基本的になかったということなのか、あるいは応募者があって、さまざまな要件を満たさなかったという、その制度の中でのことだったのか、その辺についてまずお聞かせをください。

議 長 (大須賀 啓君)

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長 (瀬戸善春君)

応募状況についてのお尋ねであります。これにつきましては、貸付者と同数の状況だったということでもありますので、いわゆる高校生1名と大学生4名の応募状況、あと貸付決定も同数というふうなことでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

6番高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

じゃあ、利用条件については、応募していただければ、この枠の中であれば基本的には利用いただけるということで理解してよろしいのでしょうか。

それとあわせて、ご承知のとおり、新聞報道等で学費の未納状況が経済環境に相まって相当数ふえているというような状況が報道されておるわけですが、例えば年度途中、昨年のように前半と後半でまるっきり環境が違うというような激動の中で、その学生さんの家庭における経済環境が激変するというようなことに呼応できるような体制になっているのかどうかお聞かせをください。

議 長 (大須賀 啓君)

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長 (瀬戸善春君)

募集要件ですね、いわゆるそれをかなえれば当然承認というふうな形になりますが、まず奨学事業審議会がございますので、それらの審議が前提になります。

それから、年度途中でのというふうな募集等の関係であります。これらにつきましては、今後、就学指導審議会等にいろいろご意見をいただきながら判断をしてみたいというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)
6番高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)
ぜひ機動性のある制度を検討いただければというのが願いでありますし、それと、募集要項を判断する機関で、それに準ずるかどうかがというのが決定されるということではありますが、結果として応募者が少なかったということであれば、これに対する告知というんでしょうか、その利用の促進というか、そういったものについて一段何か検討をしなければならなのではないかなというふうに思うんですが、その辺についてのご回答もいただきたいと。

議 長 (大須賀 啓君)
教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長 (瀬戸善春君)

お答えいたしますが、それらの状況につきましては、21年度の募集の状況等を見ながらいろいろ検討させていただきたいと思っておりますが、既に21年度の募集要項等につきましても審議会等の答申をいただきまして、高校生3名、それから大学生10名というふうな枠設定をしながら対応しようとしております。その中で、状況を見ながらいろいろ判断をさせていただきたいというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)
ほかに質疑ありませんか。
「なし」と呼ぶ者あり
ないようですから、これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから議案第22号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「議案第23号 平成20年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」

議長（大須賀 啓君）

日程第18、議案第23号 平成20年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19「議案第24号 平成20年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」

議長（大須賀 啓君）

日程第19、議案第24号 平成20年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20「議案第25号 平成20年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」

議長（大須賀 啓君）

日程第20、議案第25号 平成20年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21「議案第26号 平成20年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）」

議長（大須賀 啓君）

日程第21、議案第26号 平成20年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22「議案第27号 平成20年度大和町水道事業会計補正予算（第3号）」

議長（大須賀 啓君）

日程第22、議案第27号 平成20年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23「議案第41号 大和町総合計画基本構想について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第23、議案第41号 大和町総合計画基本構想についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。11番鶉橋浩之君。

11番 (鶉橋浩之君)

確認なのですが、過般の全員協議会の際にも申し上げました基本計画の中の農林水産業の振興の中で、私、どうも町の農林行政、少し弱いのではないかというふうな観点から、表現が、これは産直の関係なのですが、既存の直売所、あさひなが運営する例えばインター周辺の直売所がありますが、これは郡内一円を対象にしているわけなんです、それと花野果広場等々あるわけなんです、やはりこれから15年スパンの大和町の農業を考えた場合、国の農政も、世界的な食料自給の逼迫等々でかなり自給率向上に修正をしてきようとしている中で、この15年スパンの総合計画の中でももう少し、例えば道の駅のようなものでもいいですし、大きな産直センターみたいなものが必要でないかというお尋ねをしたところ、全員協議会では担当者から、それは実施計画の中で検討していくという説明があったわけです。その実施計画の中でやっていくとすれば、この基本構想の中で、どの文言で見出せばいいのかなというふうな、これは一つこれからの施策の担保ということにもなりますので、そのことで一つ伺っておきたいと思います。

それから、もう一つ、これは「安心した生活がおくられる福祉のまちづくり」というふうなことで、「子どもの健全育成と保育体制の充実」というふうなことの中で、主な取り組みの中で「保育所の公設民営化による拡充整備」という文言がございま

す。これは町の指針となる計画ですから、行政用語の使い方いろいろあるんだと思いますけれども、公設民営ということのスタイルですね。どういうものを想定していらっしゃるか。当然、3万人の人口フレームを予定していますから、このことは大きな行政課題になってくるんだらうと思いますけれども、今のその保育所をめぐる行政環境ですか、そういう状況をとらえて「公設民営」という表現、どういうことなのかというふうにとちょっと疑問を持ちましたので、確認の意味で。

議長 長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長（千坂正志君）

お答えをいたします。

鶉橋議員の部分でございます。農林水産業の振興ということで、基本計画の中では40、41ページの中に記載してございます。

先ほどご指摘のございました部分につきましては、まずもって一つは、（2）に農林産物の加工流通販売の強化という部分の中で大きく一つのくくりをしてございます。農商工との連携による主な取り組みとしては、地元農産物の加工食品化の促進というような部分がまずありますし、その三つ目には、販売組織体制の育成や関係団体への支援等農林産物の流通販売体制の強化ということで、これについて支援をしまいるという部分がこの取り組みの中にごございます。

そして、もう一つは、その下に付加価値の高い食づくりと地産地消の推進ということで、それぞれ地域特産品づくりとか、付加価値の高い「大和の食」づくりというような部分も踏まえまして、既設直売所の活用や飲食店、量販店の部分に供給して地産地消の拡大を図るというふうな部分のくくりで、実際にこのような形で記載をしてございまして、全体的には、ここに農林水産業の振興というふうな部分で今後進めていきたいということでございます。

それから、あともう一点、53ページになろうかと思えます。53ページの方の基本計画の中に、子どもの健全育成と保育体制の充実という部分がございます。この中の保育所の公設民営化等による拡充整備、これにつきましては、方向性というか、拡充整備でございますので、既存の保育所の公設の部分の民営化、それから、新たな部分で民設民営化という部分もございまして、そのこともございしますが、一つは、既存の保

育所の部分の、今は公設でやってございますので、これの民営化についても拡充整備を図っていかねばならないのかなという部分での記載でございます。以上でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

11番鷓橋浩之君。

1 1 番 （鷓橋浩之君）

逆に申し上げますけれども、そうしますと、保育所については、既存の二つの町のいわゆる公設公営の保育所を、将来は民営化に持っていくことも検討するんだというふうな中での文言と理解していいのかどうか。仮に、新たな保育所を整備する場合ですと、どうもこの文言が合わないんじゃないかというふうな部分で申し上げたわけなんで、理解をしたところでございます。

前の農林業の振興の件なんですけど、そうしますと、この主な取り組みの中でのいわゆる流通販売体制の強化、この中でひとつ支援をしていくんだというふうな今の説明でございました。私が申し上げていたのは、もう少し町が大きくなかかって、そういったものの拠点施設ぐらいなことを、15年スパンの計画ですから考えられないのかというふうな部分で申し上げましたし、さらに、直近の農政の動き、国もそういうものに力を入れていこうというふうな政策を打ち出そうとしているわけですね。そういった場合、将来、町の農業振興を考えて、そういうものに取り組んでいくといった場合、この総合計画の中での文言がどこに整合性があるのかなというふうな部分で申し上げましたから、支援ということであれば、町はどこかでやるものを応援していくんだと、そういう考えだけなのか、もう少し積極的にかかわるといふような気持ちがないのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

議長 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長（千坂正志君）

農林関係の農林水産業の振興ということでございます。これにつきましては、今、鷓橋議員からご指摘ありました農政いろいろ変わってきている部分もでございます。そ

れで、この方向性としては、ここの（２）の下段の部分にもそれぞれ農林業の団体への支援充実というのをうたっていますけれども、この基本計画に基づきながら、３年スパンの実施計画でございますので、その中での部分で検討させていただければと思います。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。16番桜井辰太郎君。

16番 （桜井辰太郎君）

保育事業については、今、民間活力を導入しながら進めていくというふうな計画もありましたが、私の質問に対しては、住民の理解が得られなければやらないんだという、ですから方向が転換されたなというふうに私も実は思っておりました。ですから、この15年のスパンの中で、保育と幼稚園が一緒になったそういう施設をつくり、そして子育て支援をしていくという国の施策があるわけでありますから、そういうことを取り入れながら検討していったらどうかなというふうに私なりに感じたわけでありますけれども、そのことも検討の一つの材料にしてはいかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

「保育所の公設民営化等」という表現をさせていただいております。決して、これで方向転換とかそういうことではなくて、いろんな方法があるんだというふうに思っておりますし、これからの先ほどおっしゃった幼保一体、これにつきましても、いろんな理由でやる部分があるわけですね。要するに、子どもたちが少なくなってきた中で、そういったやり方を選択せざるを得ない場合と、また違った形でその方がいいという、需要に応じたやり方があるという形でそういうことがあるわけでございますので、方法として今方向転換をしたとかそういうことではなくて、そういったいろんな方法がある中で、これから求められているもの、また大和町に合ったものはどういった方法なのか、そういったものを今も進めて研究はしているわけでございますので、そういったものをなお詰めていくという考え方でございますので、決して公設民営で

決定したとか、そういう形ではないということでございます。今後、これらにつきましては、皆様のご意見なり、先ほどお話あった住民の方またはその父兄の方々、そういった方々のお考えも聞きながら進めていかなければいけない大事なものでございますので、そういった意味で、逆に言えば、あいまいに聞こえるかもしれませんが、そういった幅がまだあるということでご理解をいただきたいと思っております。

議 長 (大須賀 啓君)

16番桜井辰太郎君。

1 6 番 (桜井辰太郎君)

了解。以上。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑ありませんか。13番大友勝衛君。

1 3 番 (大友勝衛君)

この基本構想については、全体的に総花的で、これ以上余りつけ込むことはないのかなと思っておりますけれども、ただ一番は、「みんなで進める協働のまちづくり」ということで、民意を相当反映した事業推進をするというふうな基本構想のようでありますけれども、過去の第3次におきまして、やはり本当に民意が反映された協働のまちづくりがされてきたのかというのが大分疑問に感じる部分がいっぱいあるわけですね。当然、その主な取り組みとしての項には載っていますけれども、それはそれとして、要は、どういうふうな形で民意を反映させるような協働のまちづくりの推進方法策を講じるのか、やはりそれが一番大事なんだろうと思っております。

どうしても今まではテーマありきで、やれ審議会、いろんな協議会にしましても、どうしても行政側から、こういうメニューありますよということでの形式的な審議会、協議会になっているような感じがしてならないわけです。そういったことでは、本来、本当に町が、住民が活性化した発言ができて、それを吸い上げて事業化できるのかということになれば、やっぱりそれが一番大事だと思いますので、今までは今ままでとしまして、今後、この第4次では、どういう形でその民意の吸い上げをして、それを事業に反映させていくのかということが、もう少し具体的な突っ込みがないとで

きないのかなというふうに思うので、その辺についての考え方をお伺いしておきたい
と思います。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今お話しのとおり、まちづくりというものにつきましては、これまでも皆さんと一緒にという基本でやってきているところでございます。今、なかなかそういったところが見えていないのではないかとご指摘でございますが、方法について、いろいろなやり方等々あるんだというふうに思っておりますが、例えばいろいろなものを何かやることについて、住民の皆さん方にご参加をいただいてご意見をちょうだいする等々、庁舎建設につきましてもそうございましたし、今回のこの総合計画につきましても、そういった経緯の中で進めてきたところでございます。まだまだ 100%ということではないんだらうというふうには考えているところでございます。

実際やってみて、なかなか難しいという部分もあります。そういった公募なり、そういった場合でも、応募いただけるものについて、非常になかなか応募いただけなかったりですね。ですから、この総合計画のときには、アンケート調査の中で、皆様方に委員をお願いをしたら受けていただけますかというアンケートといいますが、それも一緒にお願いをして、そして募集をした経緯もでございます。そういった工夫も必要なんだらうなというふうに思っています。

すべてがゼロから皆さんと一緒に積み重ねていくという方法もあるのかもしれませんが、やはりその話し合いを皆さんでやる部分においても、ある程度の案といえますか、考え方といえますか、そういったものを提示をしてやる進め方と、全部積み上げていくやり方、いろいろあるんだというふうに思っていますが、今までのこういう経験からいきますと、やっぱり何らかのものがあって、たたき台があって初めてそういったものについて意見が出せるというふうなご意見もいただいております。もちろんこれがベストというふうには思っておりませんが、そういったところもあります。

具体的にどうやっていくんだということになれば、そのご意見を聞く機会を多く持つ、言っていただける機会を持つということが、こちらからの行政側としての姿勢、

また、町民の皆様方からは、積極的に参加をいただくという姿勢もいただきながらやっていかなければいけないというふうに思っております。

総論的なお話になってしまいますけれども、これまでもそういった中で進めてきたところがございますが、なかなかうまくといきますか、思ったとおりの機能が発揮できていない状況があるのは、議員お話しのとおり、我々も感じておるところでございます、これにつきましては、すぐこういうふうにはできるという理想論はあるわけですが、なかなかそこができないところがあるんですけれども、そういったものを一つずつ積み重ねながら、積み上げた中で、より多くの方々のご参加なりご意見をいただける中でこのまちづくりを進めていければというふうに考えておるところでございますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

議 長 (大須賀 啓君)

13番大友勝衛君。

1 3 番 (大友勝衛君)

いろんなことで工夫しながらというお話みたいですが、要は、我々も行政視察をさせていただいて、やはりテーマは当然行政側で出すわけですが、それに基づいて、行政側はあとはその会議等々には入らないというふうなやり方もした中で、ただ、そこにはテーマに対する有識者をまず助言者として入れると。それを吸い上げたものを、再度行政が入ってまた検討するというようなやり方もしているということで、最初からテーマに入って町職員がすべて説明してやるんじゃないよというふうなところもあったようです。確かにそれになれば、やはり住民がいろんな意見をしながら、ただ、それに対する助言者は、当然大学とかある程度の有識者を入れた会議を持って、まず素案づくりをするというふうなやり方のようでした。ぜひ、そういったことも含めて、今後、その手法については検討しながら、国の制度が、農業もそうですけれども、農政でこういう補助金がありますからこれをやる、そういう形でない、やはり独自の発想のまちづくりの提案ができるような仕組みをつくっていただければというふうに思いますけれども。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その住民の参加の方法といいますか、やり方については、やっぱりいろんな方法があるんだというふうに思っております。今お話いただいたように、そういった有識者と町の住民の方々に積み上げていただいてやる方法、そういったものももちろん方法としてあると思います。また、その事業内容というか、それによっても多少そのやり方は変わってくるんだというふうに思っておりますが、そういった方法につきましては、議員さん方もそういったことでいろいろご視察をされた中で、いいそういった例といいますか、おありだというふうに、そういったものを教えていただきながら、今後のやり方すべてにそれを適用するというわけではなくて、どういった事業だったらこれが合うのか、どういった事業だったらどういった方法がいいのか、そういったことも考えながらやっていかなければいけないというふうに思っているところでございますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。それでは、反対討論の発言を許します。1番藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

質疑なしの討論ということで、何だという声も若干あるようでございますが、要するに、全体の中でどうしても相入れないところが二つ、三つあって、これはもうはっきりしていることなので質疑も省略したところでございます。

というのは、一つは、全体のいわゆるまちづくりの根幹ということになると思うんですけれども、いわゆるこの産業の部分のうちですけれども、まず、ものづくりの拠点と位置づけ、県内の中でこの地域がそういうことで位置づけられて、それでまた企業立地促進法の中で、自動車それから高度電子産業、食品等の企業の誘致、そういうことを中心というふうに位置づけられている、そういう中での今回の基本計画というふうになっていると思うんです。そういう中で、やはりどうしても危惧されるのが、企業誘致に頼ったまちづくりにどうしてもなっているんじゃないのかという、そ

ういう危惧を申し上げるというところでございます。

誘致した企業にしっかり働いてもらうという、そういうことが一番大事なんだろうと思うんですけども、そういうことと同時に、やっぱり町の内発的な企業というんですか、そういうものも大事にすること、これがないということじゃないんですけども、やはり企業の城下町として発展したまちというのが、この間、非常に困難に陥っている例というのが全国に見受けられるわけです。私たちも、産業建設常任委員会の中で、これは名前を出すとあれなんですけれども、トヨタ九州のある町に行って、「トヨタ九州が来て、何か町がよくなりましたか」と同僚議員が聞いたならば、その市の職員が、「よくなりません」という発言をするという、ちょっとびっくりするような、まちづくりということで正確に言わないといけないと思うんですけども、ということで、やはり自発的というんですか、そういうところでの弱点というのがあるんじゃないかということで、一つ危惧するところでございます。

それと、先ほどまた子育てのところでもございましたが、やはり子育てのところ、民間の活力という立場というのをどうしても断ち切れないというところで、そのところの危惧。

それと同時に、もう一つ、農業面のところで、認定農家それから集落営農の支援を行って農業を応援するんだということなんですけれども、それ以外の方々についても、ぜひさまざまな、これはやらないとは書いていないんですけども、どうしてもこれに書いてあるということであると、その中になってしまうんじゃないかということで、今後の町の発展ということでさまざまつくっていただいた総合計画なんでございますけれども、全体の中でどうしても魚の骨のようにひっかかるところがあるということでございますので、賛成か反対かというふうな立場をとりなさいということで、ちょっと賛成しかねるということで発言させていただきました。

議 長 (大須賀 啓君)

次に、賛成の発言を許します。16番桜井辰太郎君。

16番 (桜井辰太郎君)

私は、今回のこの本町の総合計画が、将来、少子高齢化の進展を踏まえるとともに、このように企業が進出してくるこういうまちづくりを生かしながら、あらゆる世代、あるいは町内全域がすばらしく発展し、そして新旧住民の皆さんが定住できると

いう、そういうこの大和町の総合計画であります。

特に、今回のこの計画に当たっては、平成21年度から27年度までの7年間を前期とし、そして35年までの8年間を後期として進めてまいるわけであります。この実施に伴い、町民の皆さんがひとしく幸せになり、そして幸せの原点は町民の意見を聞くという、このような総合計画であることから、私は賛成の意をあらわすわけでありませぬ。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかに討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24「議案第42号 大和町国土利用計画」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第24、議案第42号 大和町国土利用計画についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。17番大崎勝治君。

17番 (大崎勝治君)

この利用計画の中で、地域を今までの古い共存でなくという形で五つに分けたわけでございますけれども、ちょっとお聞きしておきたいんですが、この東部地区、優良な山砂の採取地としてなっているわけでございますけれども、その跡地について、前回、この計画の審議会では、私県の方に聞いたわけですが、目的はもとの山に戻すんだという答えはいただいたんですが、あれだけの山を崩して砂として建築等々に使われているわけでございますけれども、それが果たしてそのまま山に戻すということは

できるものかという考えでいるわけですが、この辺についての町での考え、いかがなものかお尋ねをしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課まちづくり対策官千葉恵右君。

総務まちづくり課まちづくり対策官 (千葉恵右君)

国土利用計画の中の9ページにございます東部地域についてのお尋ねでございます。山砂の採取地のその後の活用についてというふうなご質問だというふうに思っておりますが、これは総合計画の審議会の中でもご回答申し上げたんですが、基本的には、その山砂採取については、林地開発の許可を得ているということが大前提であるということでございます。その結果、もとに復することを条件に開発の許可がおりているというふうに聞いておりますので、そういった趣旨のことから、もとに復するという回答であったというふうに聞いております。

議 長 (大須賀 啓君)

17番大崎勝治君。

17番 (大崎勝治君)

許可については権利だということで、それで町では県任せでいいのかということなのね、私言うのは。現在、あれだけのダンプの台数で毎日運んでいるわけですから、もうたちまちのうちに山がなくなっているわけです。それをまた山に戻すということになれば、20年、30年のことではないと思うんですよ。だから、その辺についてもう少し町として、必ず山でなくても、土地の利用とかそういうものも考えてもいいのではないかと。まるっきり山につくれと言えば、今現在、残土捨て場という形で使われている場所がいっぱいあるわけですから、その辺について、やっぱり必ず山に戻すんでなくて、平らになれば平らになったで、それなりの利用方法はあるんじゃないかと思うのさ。そいつを無理無理残土を運んで山につくっていくということになれば、半世紀もかかることだと思うんだよ。そういうことを考えますと、もう少し有効な土地利用をやっぱり町としても考えるべきではないかと思うんですが、その辺について見解をお聞きしたい。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課まちづくり対策官千葉恵右君。

総務まちづくり課まちづくり対策官 (千葉恵右君)

山に戻すということではなくて、林地に復するという事で許可を得ているんだというふうに解釈しております。ですから、もとの形状の山地の状況に復するという意味ではなくて、土取り場が終わった状況での平坦になった部分については、植栽、木を植えてもとに復するというのが基本的な条件だというふうに解しております。

いろいろな土地利用が考えられるのではないかとというふうなご質問でございますが、もしほかの土地利用を行うのであれば、当然、その土地利用の目的に応じた開発の許可が必要になってまいりますので、その平らになった状況で、土取りが終了したという時点でもとに復して、その後の土地利用については検討の土台に乗ってもいいんではないかとというふうに考えております。

議 長 (大須賀 啓君)

17番大崎勝治君。

17番 (大崎勝治君)

じゃあ、そういう利用度あるいはそういう方法で使えるという理解をしてよろしいんですか。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課まちづくり対策官千葉恵右君。

総務まちづくり課まちづくり対策官 (千葉恵右君)

開発許可、林地開発許可を得ているものについては、その目的が終了すればもとに復する、これが許可の大前提でございます。その後に別な土地利用の方向性があるところであるんだしたら、それは新たに土地利用として検討をした中でのお話をすべきだというふうに思っておりますので、現在の土取りが終了するのがいつというところがあるんでしょうが、それが終わった時点での検討の土台というお話であります。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

午後0時05分 休 憩

午後0時59分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25「議案第43号 町道路線の廃止について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第25、議案第43号 町道路線の廃止についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26「議案第44号 町道路線の認定について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第26、議案第44号 町道路線の認定についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。11番鷓橋浩之君。

1 1 番 (鷓橋浩之君)

この吉田落合線の認廃の関係なんですが、これ、新たにいわゆるつくる道路、現在道路でない部分を、いわゆる道路の予定とすることから町道認定をかけるということで、この説明資料を見ると、幅員がゼロから27メートルというふうにあります。これ、通常、全然そこに道路がなくて町道認定をかけるという、例えば、区画整理やなんかですと、でき上がってから町道認定にするというふうな今までの流れだったと思うんですが、全然道路の現在形態がないところに認定をかけておくというふうなことの理由はどういうところにあるんですか。いろいろ補助事業との兼ね合い等々もあるんだろうと思うんですけども、伺っておきたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

吉田落合線の道路認定のことですけれども、今回の場合は、都市計画道路に認定されている道路ということでございまして、その区間について町道に認定しようとするものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

11番鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

都市計画道路の予定には入っておると。したがって、これからつくる部分、現在、道路のない部分、それも認定をかけておくということなんでしょうけれども、通常、区画整理やなんかと違う部分ですね。どういう理由でこうなるのか。だから、補助事業の関連かなんかもあつてのこういう措置なのかというふうな部分もあわせて伺っておきたいと思ひますし、さらに、これはまだ先のことになるわけなんです、幅員がゼロから27メートル、たしか暫定2車線という言葉も聞いたんですが、この新たにつくる区域ですね。ここはご案内のように土地改良区の中で、ここにはいろいろ田んぼの区画が大きい区域で、その田んぼを分断していくというふうな形になる。そうしますと、ここにいわゆる土地改良施設としてある暗渠施設や排水設備、いろんなものに影響を来していくわけなんです、分断というふうな形でなくて、少し排水側にずらすとか、農道側にずらすとかというふうな方法ではとれなかったものか、あわせて伺っておきたいと思ひます。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

今回の認定に当たりまして、道路整備計画もございまして。そういった意味では、補助事業で取り組むことが県との調整の中でおおむね了解されておひまして、直ちにその事業に着手できる体制にあるというふうな判断をいたして、今回認定をお願いするものでございまして。

それから、ただいまおっしゃられたとおり、大区画の田んぼの真ん中を通るような

路線になります。したがって、面積が小さい部分の残地が残る計画になるものでございます。これをずらしてというふうなご質問でございますけれども、従来の吉田落合線からの延長で参りますと、そういった形になります。そこを曲げてというふうなことになりますと、道路整備上、やはり将来のことも考えて真っ直ぐ通した方がよろしいんじゃないかというふうに判断しているところでございます。

それから、土地改良でいろんな用排水関係の設備がございます。これも心配をされるところでございますが、影響を与えないような形で今後検討していきたいというふうな考えでおります。よろしく申し上げます。

議長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27「議案第45号 字の区域をあらたに画することについて」

議長 (大須賀 啓君)

日程第27、議案第45号 字の区域をあらたに画することについてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。10番浅野正之君。

10番 (浅野正之君)

この字の区域をあらたにするということですが、「テクノヒルズ」とは極めて響き

がいいというのか、聞きなれないというのか、私知っているのは六本木ヒルズは知っておりますけれども、この「テクノヒルズ」、何かギリシャ語と英語の公用語だという外国語に強い方からご指導あったんですが、この考え方ですね。どうしてこのような名称になったのかちょっと詳しくお聞かせください。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長（千坂正志君）

お答えをいたします。

まず、経過ということでございますが、まず一つは、あそこの造成工事をやっている宮城県土地開発公社の方からの部分で、大和リサーチパーク開発事業地における字名の社内公募を公社の方で実施をしたところがございます。そしてもう一つは、東京エレクトロンの部分の会社の中で、東京エレクトロン世界一プロジェクト総務チームというところでも、あそこの場所の状況を見ながら、それぞれ何点か提案をいただいたところがございます。そんな中、今回、特に企業様が立地するところで、一般の住宅とか、そういうものが張りつく場所でもないというふうなことで、今回の企業さんにかかわる部分というふうな形の部分があります。先ほど浅野議員がおっしゃいました「テクノ」、これはギリシャ語でございます。ギリシャ語で、技術、技工、芸術というような部分で広く使われている部分がございます。国内では理系の企業名にもテクノという部分が使われている部分がございます。そんなことで、その一つの案として企業様から提案いただいた中で協議をした結果、「テクノヒルズ」という形の部分になったわけでございます。

これにつきましては、「先端技術産業が立地する丘」というようなことで、県内外にもこの横文字の「テクノ」という住所は、通称のいろいろ施設名とかそういう分では横文字はあるんですけれども、実際に住所として使っている分は、宮城県内では初めての部分になります。

あともう一つ、会社の方からのエレクトロンの方から、余り長い住所にはしないでくれと。というのは、住所をすところに英語で書く部分がございますので、短い部分でお願いできればという部分もありました。そんな形の中で、今回、「先端技術産業が立地する丘」という部分で「テクノヒルズ」という形になります。これにつきま

しては、それぞれ6案なり10案なりということで公社等々からも提案いただいた中で、政策会議なり、それから庁議なりで協議をした中で「テクノヒルズ」ということになったわけでございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)
10番浅野正之君。

10番 (浅野正之君)
そういう由来であれば、進出企業さんの意向を酌んだということでありますから、意向を酌んだ以上は早く建設してもらうように、なお頑張っていたきたい。

議 長 (大須賀 啓君)
ほかに質疑ありませんか。
「なし」と呼ぶ者あり
ないようですから、これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから議案第45号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)
起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28「議案第46号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について」

議 長 (大須賀 啓君)
日程第28、議案第46号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてを議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29「議案第28号 平成21年度大和町一般会計予算」

日程第30「議案第29号 平成21年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

日程第31「議案第30号 平成21年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

日程第32「議案第31号 平成21年度大和町宮床財産区特別会計予算」

日程第33「議案第32号 平成21年度大和町吉田財産区特別会計予算」

日程第34「議案第33号 平成21年度大和町落合財産区特別会計予算」

日程第35「議案第34号 平成21年度大和町奨学事業特別会計予算」

日程第36「議案第35号 平成21年度大和町老人保健特別会計予算」

日程第37「議案第36号 平成21年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第38「議案第37号 平成21年度大和町下水道事業特別会計予算」

日程第39「議案第38号 平成21年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」

日程第40「議案第39号 平成21年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算」

日程第41「議案第40号 平成21年度大和町水道事業会計予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第29、議案第28号 平成21年度大和町一般会計予算から日程第41、議案第40号
平成21年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

財政課長千坂賢一君。

財政課長 （千坂賢一君）

それでは、別冊でお配りをいたしております21年度の予算書、事項別の説明書、それから、関連する説明資料等についてご準備をお願いいたします。

なお、今回から予算書につきましては、議案と事項別1冊にいたしておりますので、そちらの1冊を用いましてご説明を申し上げます。

その前に、恐れ入りますが、別に財政課の資料として、一つは、説明書のうち担当課調書というのと、右上に取り扱い注意と書いてありますが、委託料の内訳、それから、もう一つが地方交付税額の推移等々、四つの箱のついている資料、この三つにつきまして、先にご説明をさせていただきます。

まず、担当課の調書でございますけれども、そちらには、歳入と歳出に分けまして、おのおの担当課の記載をいたしてございます。これからご説明申し上げます主に歳出になりますけれども、一つの目に複数の課が入って予算が構成されている部分がございます。説明に当たりましては、おのおのの課で説明する箇所と、それから、どこかの課が代表してご説明をさせていただく、そういった場面がございますので、予算委員会時のご質問いただく際等に、こちら、おのおのの担当課の部分についてご活用願えればと思ひまして作成をいたしましたので、ご活用をお願いいたします。

それから、二つ目は委託料の内訳ということでございます。こちらにつきましては、予算書の方には委託料の中身といたしまして、余り詳細を記載いたしてございません。こちらにつきましては、議決をいただきました後には、入札等を経まして委託をするという行為が続いてまいりますので、余り詳細を記載するというのは、後々の運用上という面もございますので、別冊とさせていただきます。内訳がわかるようにということで、別冊扱いをさせていただきます。さらには、担当課というものも記載いたしておりますので、先ほどと同様にご活用をお願いいたします。

三つ目につきましては、地方交付税額の推移等の資料でございますが、こちらの1ページをお開きください。1ページには、地方交付税額の推移ということで記載をさせていただきます。こちらについては、14年度から21年度の当初予算計上分までにつきまして記載をいたしております。20年度につきましては、ちょうど真ん中になります。普通交付税額17億 4,097万 4,000円、ここまでは確定をいたしております。二つ右側になります特別交付税額1億 6,300万円と記載してございますが、こちらは、12

月の交付を受けたのみでございますので、3月の交付はまだ通知がございませんので、こちら、確定数字ではございません。そういった中での資料としまして、21年度は普通交付税額、前年度の当初予算に比較しまして、あいさつにもありましたように、1億1,000万円の増額とさせていただいておりますということで、経過等がわかるようなもので記載をしております。

この傾向からしますと、14年度から21年度に向けまして、交付税額としてはだんだん減少しているという傾向がございますが、20年度等からは、地方財政対策等で若干様相が変わってきているのかなという部分、それから、右側から三つ目、左側三つ目の箱ですが、臨時財政対策債発行見込み額というところがございますが、そちらも一般財源が不足する場合、一般財源と同様に利用できるということで、臨時財政対策債の発行が地方財政対策として盛り込まれるわけでございますが、こちらにつきましても、当初、額が多かったんですが、徐々に少なくなって、21年度では、大和町では3億430万円措置をしておりますということで、そういった傾向が見えますので、ご活用いただければと思います。

2ページにつきましては、地方債の償還計画表という形になっております。ちょうど中段のところあたりに21年度という欄がございます。20年度末での起債の残高、元金のみでございますが、78億1,435万7,000円、それに現在の当初予算での発行予定額が9億8,670万円、あと、その右側につきましては、20年度に償還をする予定の額が記載されておまして、差し引き20年度末が79億7,863万9,000円の元金になるといった内容での整理をさせていただいております。22年度以降につきましては、基本的に地方債の発行額5億円という予定で整理をいたしておりますので、おのおのの年度で状況変化等があれば、その数値を入れて再整理を行うという形にいたしてございます。

あと、ここの部分の償還の元金と利子の部分の合計の部分をごらんいただくと、右から四つ目の箱になりますが、15年度から見ますと、15年度では13億円ほどの償還額、それが21年度では9億7,900万円という形で、償還額が徐々に減ってきているということは、起債残高のピークを徐々に過ぎつつあるという、そういう財政運営を行っておりますという証左にもなろうかと思っております。今回の部分につきましては、後ほどご説明を申し上げますが、公的資金の償還の免除の繰上償還額を含んでの金額でございますので、本来ですと、その部分も差し引かれた形になりますので、前年度に比較しますと、3億円弱、起債の償還額が減るという形の運用になってございます。

次の3ページにつきましては、町で保有をいたしております各種基金の残高見込みの調書でございます。一番上の財政調整基金の右側から二つ目になりますけれども、20年度末といった数値が書いてありますが、そこ、20年度末では4億4,200万円ほどの残高で、21年度の当初予算措置では、基金の利子分の積み立てで1億円を取り崩しという内容にいたしてございますので、現時点での21年度末残高は3億4,200万円という内容で整理をいたしております。

その二つ下の庁舎建設基金につきましては、21年度で4億9,650万円を取り崩す内容にいたしてございますので、残高が3億983万円という見込みになるという整理をいたしてございます。その他の基金については、記載のとおりでございますので、これでご参照いただければと思います。

最後の5ページでございます。

最後の5ページは、一般会計の部分でございますけれども、左側に歳出の節ごとの欄を設けまして、上に各目的別の款別に整理をしまして、おのおのの数値がどのようになっているのかという状況になります。一番下の欄をごらんいただきますと、21年度の予算上、一番多い数字は総務費の19億9,587万7,000円、こちらは庁舎の建設費を入れ込んでおる関係上、そういった形になります。

あと、次がその隣の民生費で、16億4,479万2,000円といった数値になります。

あと、右側から三つ、予備費の隣という形になりましょうか、公債費も9億7,977万1,000円ということで、こちらは5番目に多い数値になります。繰上償還分も含んだ数値になります。

あと、右側のところで、各節別の内容になります。

こちら、上から四つ、報酬、給料、職員手当、共済費、こちらが一般的に人件費と言われる数値になります。こちら、合計した数値がなくて恐縮ですが、合計しますと15億3,413万7,000円、1534,137となりまして、全体に占めます割合は17.7%というふうになります。

それから、こちらでは投資的経費という部分は各節を合計しただけでは出ないのでわからないんですが、大ざっぱに15節と17節を仮に足した場合、それより多くはなりますが、こちらを足しますと1468,548、14億6,854万8,000円で、全体では17.0%という数値になります。

あと、大和町の中では、あと多いのが、負担金補助及び交付金の15億5,328万9,000円、こちらの大きな部分については、黒川行政事務組合の広域行政の負担金

が占める割合が大きい内容になっております。

それから、23節の償還金利子及び割引料、こちらについても公債費の部分に該当するのがほとんどになります。

あと、下から二つ目の繰出金9億 5,673万 2,000円というのがございます。こちらは、各種特別会計等への繰り出しということで、一般会計が担う部分という数値になります。そういった内容で整理をさせていただきましたので、ご活用いただければと思います。

それでは、恐れ入ります。議案書の方の1ページをお願いいたします。

議案書の1ページ、議案第28号平成21年度大和町一般会計予算につきましてでございますが、第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ86億 5,600万円と定めるものでございます。

区分については、第1表によるものでございます。

第2条が債務負担行為で、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表のとおりという記載でございます。

第3条が地方債で、新たに起こすことができる地方債の目的、限度額、方法、利率、償還の方法については、第3表によるという定めでございます。

第4条は資金収支の関係で、一時借入金の規定でございますが、最高額を3億円と定めるものでございます。

第5条が歳出予算の流用について定めておりますが、そちらについては、基本的には項款の流用は禁じられているわけでございますが、人件費に係る部分については、款の中の項の間については流用を認めますという規定をさせていただいたものでございます。

それでは、7ページをお願いいたします。

7ページは債務負担行為を規定してございますが、こちらに7項目債務負担として新たに起こす部分を規定してございますが、1番目の戸籍総合システム、それから5番目の基幹システムサーバ更新、一番下の学校給食調理関係につきましては、今まで実施していたものについて期間が満了しますので、新たに契約を更新するという内容のものでございます。

それから、2番目から3番目、中小企業振興資金から農業経営基盤強化資金につきましては、21年度分の融資に対する補償という形で設けるものでございます。

それから、下から二つ目の新庁舎建設に伴います通信ネットワーク設備の移設工

事、こちらは新庁舎の建設がスタートいたしましたので、そちらの移設について準備を進めるという内容での債務負担行為設定について議決をお願いするものでございます。

8ページをお願いいたします。

8ページにつきましては、新たに起こす地方債の部分で規定をいたしてございます。

新庁舎の建設事業それから水道高料金対策の資金、こちらは一般会計で融資を受けて水道事業会計へ繰り出しを行うものでございます。

県営土地改良事業負担金につきましては、勝負沢ため池の調査事業に要する経費の起債でございます。

道路橋りょう整備事業費につきましては、臨時交付金事業として予定をいたしております小鶴沢線につきましては、辺地債を借り入れする内容のものでございます。

国営公園整備事業につきましては、みちのく杜の湖畔公園の国の実施事業に対しまず負担金部分の起債でございます。

あと、臨時財政対策債につきましては、地方財政対策によりまして、地方の税収あるいは交付税、そういったものが必要経費として計上されます支出部分に不足をする内容の一部としまし、一般財源として利用できる部分としての対策が講じられておりますが、その部分の借り入れ予定額を起債をいたしました。財政対策措置では、前年度に比較しますと相当数の伸びを見込んでございますが、町では、その限度額ではなくて、82%ほどで措置をいたしてございます。

あと、下の三つにつきましては、補償金免除の繰り上げということで1億860万円になりますが、こちらは、公営住宅が2件、教育関係でおのおの1件ずつの4件の1億860万円を借りかえのために起債を起こしまして、繰上償還をするという内容のものでございます。

それでは、歳入についてご説明を申し上げます。

11ページをお願いいたします。

最初に、町税でございますが、町税の中の1款1項町民税の下の計の欄でございまして、こちらは現状の景気動向を踏まえまして、対前年度で8,154万6,000円の減額での措置でございます。対前年度からしますと、この部分では7.2%の減になってございますが、そのうちでも、法人部分について6,500万円ほどの減で、この部分のみでは26%マイナスになってございます。

次の2項の固定資産税でございまして、12ページの合計から申し上げます。

こちらでは、対前年度では1億3,600万円ほどの減になっておりまして、マイナス7.2%という状況になってございます。国有資産等々もございまして、本来の大和町に土地を保有している方々の分の減ということになりますと、11ページになりますが、そちらでも余り変わらず、マイナス7.3%の減見込みで計上をいたしてございます。

あと、軽自動車につきましては、収入見込み額で若干伸ばした数値になってございます。こちらは、現有の自動車の保有といった部分の状況等も踏まえての内容になるかと思っております。

あと、町たばこ税につきましては、現在の社会環境の状況からマイナスの計上でございます。

あと、13ページの下から二つ目の7項の都市計画税でございまして、こちらにつきましても、固定資産税同様、土地の評価額に対します率でございまして、マイナスの8.9%という状況になってございます。固定資産税全体では7.2%ほどの減ですが、都市計画税は8.9%減ということで、大和町全体からすれば、市街地の部分の地価下落率が高いという状況になるんだろうと思っております。

ここの都市計画税までで町税が終了いたしますが、町税全体で2億3,500万円ほど減額で、対前年では6.8%ほどの減という状況になってございます。

2款の地方譲与税につきましては、自動車重量譲与税、それから地方道路譲与税につきましては、20年度の収入状況も踏まえまして、前年同額といたしてございます。ただ、国の低炭素社会構築の関係での減税措置等々が言われておりますが、そういった関係では、最終的には補正等が必要になる場合もあろうかと思っております。そちらの補てん措置も含めてという形になろうかと思っておりますが、現状の内容で対前年同額で計上いたしました。

14ページですが、3款の利子割交付金から6款の地方消費税交付金までにつきましては、宮城県の税務課の試算ということで、市町村課から通知ありました数値を計上いたしてございます。

ゴルフ場利用税交付金につきましては、20年度の見込みから、利用者に対する税加算でございまして、同額計上いたしております。

次の8款の自動車取得税交付金につきましては、こちらは20年度の見込み状況からしますと、相当減になるのではないかと。これも、自動車重量譲与税等々の関係で、取得税についても税制改正等が行われる見込みがありますので、この数値について

も、その動向によっては若干違う内容が生じる可能性は含まれているかと思いますが、20年度の見込みから、1,300万円減の6,200万円と計上いたしました。

9款の国有提供施設等所在市町村助成交付金、一般的には基地交付金と言われるものですが、こちらはその土地の評価といった部分になりますので、対象は王城寺の演習場部分等々になりますので、20年度の見込みから同額計上をいたしてございます。

10款の地方特例交付金の1項、2項につきましては、こちらについても20年度の見込みから計上いたしておりますが、こちらについては、税制改正に伴いまして、地方税の減額分を補てんするといった制度が含まれておりますので、税制改正で減の状況が生まれてきますと新たな要素も含まれるという部分があるかと思いますが、20年度までですと、児童手当の支給部分ですとか住宅の減税部分、あるいは恒久減税の対策の補完部分といった形での交付になってございます。

16ページになります。

16ページは、地方交付税でございますが、普通交付税についてのみ対前年度で1億1,000万円増額で見込みをいたしております。特別交付税は、前年同額でございます。

交通安全対策特別交付金については、見込みで前年同額。

13款になりますが、分担金及び負担金から16款までにつきましては、各課から歳出の計上がございますけれども、そういった事務事業に要する経費としての収入見込み部分を記載いたしましたので、収入との兼ね合いでの増減等が含まれてございます。

以下は、増減の大きいものについて抽出してご説明を申し上げます。

17ページの総務使用料の3節、上から三つ目ですが、町民バス使用料につきましては、町民バスの使用料として対前年度では130万円ほど増額という形で、利便性を増して、利用者がふえているという状況の反映になっておろうかと思っております。

それから、ちょうど中段の左側の5目の土木使用料の1節道路使用料、道路占用料でございますが、前段の議案でもご質問いただきました対前年度、この部分のみですと、170万円ほどの減で630万円という形で、条例改正の部分を反映した数値となっております。

同じ段の教育使用料の右側の下から二つ目の総合運動公園使用料につきましては、使用動向を踏まえまして100万円ほど増額計上となっております。

18ページ、19ページをお願いいたします。

18ページの下段の15款1項の国庫負担金でございますけれども、そのうちの1目民生費国庫負担金の二つ目の2節の障害者援護費負担金につきましては、対前年ですと3,441万3,000円増額計上になってございます。自立支援費という形で集約された関係かと思いますが、大きな数値の伸びになってございます。3節から7節までにつきましては、児童手当に関するもので、対象者の増等々があるのかと思いますが、約740万円ほど合計いたしますと対前年で増になってございます。

19ページに入りまして、2項の国庫補助金1目1節の総務管理費補助金につきましては、庁舎の防音事業費ということで、主体部分は21年度に助成をされるという形になりますので、1億1,590万円を計上いたしております。

二つ下の3目の土木費国庫補助金でございますが、こちらは1億7,528万5,000円ということで、その主体部分につきましては、真ん中の山下大沢線につきまして、リサーチパークの計画の工場建設等々に合わせるという形も含めまして、2億2,700万円の事業費計上でございますので、この部分では大きく55%という交付金ですので、大きく伸びてございます。

あと、下の6目の特定防衛施設周辺整備調整交付金でございますが、こちらは、通常の王城寺があることに伴いまして交付される7,000万円を計上いたしてございます。21年度につきましては、王城寺の演習場での米軍の移転訓練は実施ないという通知がございましたので、SACOの交付金については、従来、当初から計上はいたしてございませんが、そちらについては、21年度部分については、想定されないものかなというふうに思っているところでございます。

20ページ、お願いします。

20ページの下の方の県負担金になりますが、その民生費県負担金の1節保険基盤安定負担金、こちらは国保会計の部分になりますが、対前年ですと1,700万円ほどの減になっております。あと、3節から7節までについては、児童手当関係で国と連動した形で100万円ほどの増になってございます。

あと、21ページの県補助金でございますが、民生費の県補助金1節社会福祉費補助金の上から三つ目、高齢者生活支援事業費部分につきましては、対前年で320万円ほどの減になってございますが、こちらは県から補助が、期間限定での補助という形なんですけど、生き生きサロンに対する助成が期間満了に伴いましてなくなったということで減額になってございます。

それから、2目の衛生費県補助金の部分につきましては、健康増進事業費という部

分については、20年度でも補正措置等々があったかと思いますが、こちらは対前年当初としますと、全く新しい内容になります。二つ目の妊婦健康診査事業費につきましては、従来、妊婦の健診につきましては5回公費助成でございましたけれども、今回14回分全部を公費助成とするということで、残の9回分について、国から交付された金が県に基金化されて、県から交付されるという形になっておりますので、県の補助金として計上しておりますが、9回分の半分、1,026万円措置されております。逆に言うと、1,026万円の一般財源を投じて歳出措置をしたという内容になろうかと思えます。

3目の農林水産業費県補助金につきましては、元気な地域づくり交付金、砂子沢の農道部分がありましたけれども、そちらの部分終了で、それらの差異が生じているという状況になります。

次の22ページをお願いいたします。

22ページの6目の市町村振興総合補助金部分についての下から二つ目のみやぎの水田農業改革支援事業費につきましては、約200万円ほど増になってございますが、こちらは、対象営農組合等々の事業化に伴いましての増減になろうかと思えます。

それから、7目のふるさと雇用再生特別交付金につきましては、こちらは国の第2次補正にかかわる部分ですが、実際は県での基金化によって交付されるといったもので、町では歳出の際にご説明があらうかと思えますが、図書館の支援員と、それから支援学級、支援員という部分について措置をいたしてございますが、当初予算上は、この二つにつきまして、この雇用交付金を充当して事業化することに伴いまして歳入措置でございます。

次の3項の委託金の2節徴税費委託金3,000万円でございますが、こちらは県民税の取り扱い費が、本来の本則規定は、お一人当たり3,000円というふうになっていたそうですが、それらをプラスするという形でこれまで措置されていたそうなのですが、それが本則規定にかわるのではないかということで減額措置をいたしてございます。5節の選挙費委託金につきましては、知事選挙、衆議院議員選挙が見込まれますので、こちらの部分は皆増になってございます。

23ページの3目の教育費委託金の2節社会教育費委託金については、20年度では補正措置をいたしましたが、学校支援地域本部事業費として、対当初では新たに計上してございます。

あと、24ページをお願いいたします。

24ページの寄附金につきましては、3目の土木費寄附金、こちらは20年度でも計上いたしてございますが、環境事業公社よりのものでございます。

19款1項の特別会計繰入金の財産区特別会計繰入金部分の1節宮床財産区部分につきましては、対前年で4,800万円ほど減になってございますが、20年度では、荒井の公民館ですとか農集排、あるいは浄化槽設置、そういったもの等に対しまして、一般会計を経由しての助成措置が行われておりましたが、終了等々したことに伴いまして減額になってございます。

それから、25ページの2項基金繰入金でございますが、既にご説明申し上げておりますが、財政調整基金からは、対前年では1億2,000万円の減額の1億円の繰り入れ、庁舎建設基金につきましては、建設の支出が集中する時期になりますので、4億9,650万円と、倍増している状況になってございます。

26ページをお願いいたします。

26ページの諸収入の3項貸付金元利収入につきましては、民生費部分と土木費部分については、民生費については、母子福社会部分については実際の需要がないということで、こちらは不用になったということで計上いたしませんでした。土木費については、南第2区画整理関係の部分なので、今年度予定なしとしてゼロ措置でございませう。

あと、21款5項雑入部分の2目場外車券売場交付金につきまして、こちらは対前年で390万円ほどの減になってございますが、場外車券の売り上げの減の傾向があるということから減額措置になってございます。

27ページの町債につきましては、先ほど新たに地方債の表でご説明したとおりでございませうが、借換債1億860万円を除きますと、庁舎の建設関係等での増加部分以内で起債の増額がおさまっているという状況になろうかと思ひます。

以上、概要でございませうが、歳入でございませう。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長 (千坂正志君)

それでは、事項別明細書の28ページ、3歳出になります。

その前に、主要な施策概要、平成21年第2回大和町議会定例会ということで、予算

等の説明資料をご配付申し上げます。1ページ目から各課ごとにそれぞれ右側の上に予算書のページを振って、資料としてここに記載しておりますので、主要な施策の概要ということで、これからの各科目を説明するに当たりまして、これを参考・参照いただきながらお願いしたいなと思います。

それでは、28ページの歳出から行きます。

1款議会費につきましては、議員18名、職員3名の人件費及び議会運営に要する費用の計上でございます。

1項1目の1節、9節につきましては、議員の報酬及び費用弁償等の計上でございます。2節、3節、4節につきましては、職員の給料、職員手当等、それに共済費の人件費の計上でございます。

以下、各款、科目の2節の給料から4節共済費までの職員の人件費等につきましては、説明を省略をさせていただきたいと思っております。

なお、職員の人件費の計上分は、現在の職員配置により計上をいたしておるところでございます。

次に、議会費の11節につきましては、議会だより発行の印刷費等でございます。13節につきましては、会議録作成の委託料、29ページ、19節につきましては、町村議会の負担金及び政務調査費の計上でございます。

次に、2款1項でございます。

1目につきましては、一般管理費、人事管理費、職員厚生費及び研修事業、公用車の管理に要する費用の計上でございます。

1節につきましては、区長59名、産業医1名、特別職給料等審議会委員の報酬でございます。次に、30ページをお開きいただきたいと思います。8節につきましては、退任区長の記念品等の費用でございます。9節につきましては、委員費用弁償及び職員の各種研修旅費の計上でございます。11節につきましては、コピー料、新聞、図書等の消耗品の予算計上でございます。12節につきましては、通信料及び公用車の保険料等の計上でございます。次に、13節でございます。職員研修業務及び健康診断業務等の委託料の計上でございます。14節につきましては、職員駐車場の土地借上料及び現行法令のCD ROM等の使用料でございます。19節につきましては、黒川地域行政事務組合の管理運営費分の負担金及び宮黒地方町村会ほか6団体に対する負担金の計上でございます。補助金につきましては、大和町区長会活動に対する助成費でございます。23節につきましては、権限移譲事務県交付金の平成20年度精算見込みとなる

償還金の計上でございます。

次に、2目文書広報費につきましては、広報広聴費、文書管理等に要する費用の計上でございます。

1節につきましては、情報公開審査会、これは5名でございます。及び個人情報保護審査会5名の委員の報酬でございます。8節につきましては、広報モニター20名に対する記念品の予算計上でございます。11節につきましては、印刷製本分でございますが、広報たいわ、月平均8,400部発行及び町勢要覧1万部の発行に要する予算計上及び町の例規集の加除等の費用計上でございます。12節は郵便後納料及びファクス等の通信料の計上でございます。13節につきましては、例規システムサーバー保守点検委託料の計上、14節につきましては、印刷機、ファクス及び例規システム等の機械借上料に要する予算計上でございます。19節につきましては、補助金としてふるさとCM制作チームに対する助成費の計上でございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

それでは、32ページの3目財政管理費でございますが、報償費につきましては、入札監視委員会委員さん5名分の2回分を計上いたしてございます。11節につきましては、財政課の一般事務経費になりますが、印刷製本費につきましては、予算書並びに決算時の施策等の成果書の印刷経費でございます。19節は2団体への負担金、積立金につきましては、基金の利子分についておのおのの基金への積み立て措置でございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

会計管理者兼会計課長織田誠二君。

会計管理者兼会計課長 (織田誠二君)

続きまして、4目会計管理費でございます。会計事務に要する費用でございますが、11節需用費の主なものにつきましては、各種伝票用紙、コピー代、決算書等の印刷代でございます。12節役務費につきましては、口座振替手数料、口座振替の回線利用料でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

5目の財産管理費につきましては、財政課と環境生活課がありますが、先に財政課部分についてご説明を申し上げます。

賃金部分につきましては、町有地の刈り払いと役場敷地の樹木の剪定経費を見込んでございます。需用費につきましては、公用車関係のタイヤ、オイル等々の消耗品、それからコピー代、それから、町有地の確認等々の関係の境界杭等の消耗品費を計上いたしてございます。それから、11節の需用費の光熱水費分につきましては、庁舎関係で約600万円ほどの計上でございます。修繕料につきましては、公用車のうちの共用車の管理経費と庁舎の部分の計上でございます。12節の役務費につきましてはの通信運搬費は、庁内の電話使用料約290万円の措置をしてございます。火災保険料につきましては、庁舎関係の保険料と自動車損害保険料につきましても共用車の保険料を計上しております。森林災害保険料につきましては、町有地、町有林23ヘクタールほどの森林保険の更新期になりましたものですから、そちらの部分、97万7,000円を措置いたしてございます。委託料につきましては、庁舎の施設管理委託といたしまして、庁舎の清掃、宿日直、電話交換機の保守、自動ドアと除雪経費等々の計上を行っております。14節使用料につきましては、土地借上料といたしまして、役場裏の駐車場部分の使用料を計上いたしてございます。あと、負担金部分につきましては、防火管理者の取得講習会の受講料。23節につきましては、宮床財産区からの運用を行いました基金部分に対しまして元金部分と利子の部分についての償還部分を計上いたしております。25節の積立金は、庁舎建設基金の利子相当分、公課費につきましては、車検を迎えます共用自動車8台分の措置をいたしております。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 (高橋 完君)

同じく5目財産管理費のうち、環境生活課所管につきましてご説明申し上げます。吉岡コミュニティーセンター、吉田コミュニティーセンター、鶴巣防災センターの

施設維持管理に要する経費について計上してございます。主なものでございますが、7節賃金につきましては、吉田コミュニティーセンター事務補助員、鶴巣防災センターの巡視員等の賃金でございます。11節需用費は、3施設の光熱水費のほか、施設の小破修繕料を計上してございます。12節役務費は、通信費及び施設の火災保険料、13節委託料につきましては、吉岡コミセンの窓口業務及び防火設備等の保守点検委託料でございます。

続きまして、6目企画費のうち、環境生活課所管分につきましては、町民バス運行事業に要する経費でございます。主なものでございますが、11節需用費は消耗品費として町民バスの夏・冬タイヤ購入費等、バス車検時等の車両修繕料を計上しております。次のページをお願いいたします。13節委託料では、町民バス運行業務委託費の本年度分を計上いたしております。14節車の借上料につきましては、バス車検時等の代車借上料でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長（千坂正志君）

それでは、事項別明細書の33ページにお戻りいただきまして、6目企画費でございます。総務まちづくり課分ということで、一つ、この企画費につきましては、防衛施設周辺の整備対策事業、それから、地域活性化事業及び総合計画策定事業に要する予算計上でございます。11節につきましては、企画管理、地域活性化事業に伴う消耗品費及び第4次総合計画書の作成に伴う印刷費の計上でございます。次に34ページをお開きいただきたいと思います。13節のうち旧大和農協警備委託料の計上が1件でございます。15節につきましては、テレビ共同受信施設電柱等移設工事に要する費用の計上でございます。19節につきましては、東北開発センターほか12団体への負担金及びふるさと産品開発協議会ほか3団体への活動助成金の計上でございます。

次、35ページの7目電子計算費につきましては、電算の管理運営に要する費用の計上でございまして、予算の説明資料の2ページをあわせて参照いただきたいと思います。11節につきましては、電算機器関係の消耗品等の予算計上、12節につきましては、インターネット接続サーバー使用、光通信回線料等の通信費用の計上でございます。13節につきましては、電算業務処理に伴う電算機器保守点検委託及び基幹システ

ム機能要件整備業務等の委託に要する予算計上でございます。14節は、情報処理と管理を行うための行政事務の基幹システム、職員端末文書管理及び人事給与、施設管理等の電算機器借り上げに要する予算計上でございます。19節につきましては、県高度情報化推進協議会への負担金でございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)
町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 (瀬戸啓一君)
続きまして、8日出張所費でございます。
出張所費につきましては、もみじヶ丘出張所の管理運営に要する経費を計上しております。
主なものとしましては、12節役務費につきましては、本庁とのファクス等の通信回線の通話料でございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)
暫時休憩します。
休憩時間は10分間とします。

午後2時03分 休 憩
午後2時13分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)
再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長 (千坂正志君)
それでは、事項別明細書の35ページをお開きいただきたいと思います。
9目の交通対策費でございます。
この対策費につきましては、交通安全対策事業に要する経費の計上でございます。1節、9節につきましては、交通安全指導員に対する報酬及び費用弁償等の計上

でございます。11節につきましては、新入学児童用の黄色い帽子、それに交通安全啓発用安全旗及びチラシ等の印刷に要する費用でございます。12節につきましては、チャイルドシート賠償責任保険料及び指導員にかかります保険料の計上でございます。19節につきましては、交通安全推進連絡協議会への負担金でございます。

次に、10目無線放送施設管理費につきましてでございますが、庁内に設置しております固定系防災無線放送用機器の管理運営に要する費用の計上でございます。13節につきましては、無線放送機器の保守点検業務委託及び子局用蓄電池交換業務委託料の計上でございます。次に、36ページでございます。15節につきましては、防災無線改修工事費で、子局37カ所、戸別が15カ所への改修を実施するものでございます。19節につきましては、電波利用料の負担金でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

次に、11目女性行政推進事業費の主なものでございますが、1節報酬は、男女共同参画推進審議会委員10名の報酬でございます。8節報償費は、男女共同参画の研修及び消費生活講座の講師への謝礼、9節は、男女共同参画推進審議会委員の費用弁償、11節需用費は、事務消耗品及び啓発用リーフレット等の印刷製本費、14節は、消費生活講座研修会の際のバス借上料でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長（千坂正志君）

次に、12目庁舎建設費でございます。新庁舎建設事業に要する予算の計上でございます。予算等説明資料の2ページをあわせてご参照いただきたいと思います。

12節につきましては、庁舎中間検査、完成検査手数料及び各種申請手数料の計上でございます。13節につきましては、各種機器移設業務及び設計施行管理委託料の計上でございます。15節につきましては、庁舎建設費で、本体工事、電気設備工事、機械設備工事等の請負費の予算計上でございます。次に、17節につきましては、庁舎建設

土地購入費として黒川土地公社へ償還をいたすものでございます。23節につきましては、宮床財産区よりの借入分を財産区造成基金へ償還をいたすものでございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)
財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

それでは、13目の諸費についてご説明を申し上げます。

この目につきましては、総務まちづくり課、財政課、町民課、環境生活課、都市建設課の5課の費用分について一括計上されておりますが、私の方で一括ご説明を申し上げます。

1節の報酬でございますが、こちらは表彰審査委員会6名分、1回分の措置でございます。8節報償費につきましては、町の表彰式に要する経費の計上でございます。それから、11節の消耗品費につきましては、表彰式等々に要します消耗品並びにパトロールに使用しますベストの購入部分を計上いたしております。食糧費につきましては、人権擁護相談、行政相談、登記相談、法律相談時におけます相談員の昼食費でございます。印刷製本費につきましては、表彰式の印刷、それから人権等々のリーフレットの印刷経費でございます。光熱水費につきましては、防犯灯の電気料、修繕費は防犯灯の修繕料、役務費の保険料につきましては、全国町村会の総合賠償保険、人口に対し、人口1人当たり83.3円の保険料の計上でございます。15節につきましては、防犯灯10灯分の新設の工事経費でございます。19節につきましては、県山岳遭難防止対策協議会大和支部ほか6団体への負担金、それから、補助金といたしまして、3財産区より一般会計へ繰り入れを行い、地域振興といたしまして補助する経費、七ツ森観光協会から六つ目の宮床地区浄化槽設置推進委員会までは宮床財産区から、次の二つにつきましては吉田財産区から、体育協会落合分会から落合児童館母親クラブまでは落合財産区からの繰り入れを受けまして、地域振興補助金として助成するものでございます。町自衛隊父兄会及び町防犯協会へは、それぞれ補助金としての計上でございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

税務課長佐藤成信君。

税務課長 (佐藤成信君)

それでは、38ページをお願いいたします。

2款2項徴税费につきましてご説明をいたします。

1目税務総務費につきましては、税務事務の電算処理システムの維持管理及び税務一般に要する経費の計上でございます。

11節需用費は、参考図書、追録代、コピー代、事務消耗品等であります。13節につきましては、申告支援システム、町県民税、固定資産税、軽自動車税等の課税システム、徴税収納システム、税務証明システム等の年間保守業務委託にかかる経費の計上であります。19節につきましては、大和町納税貯蓄組合連合会、仙台たばこ販売協同組合女性部黒川支部への補助金であります。負担金は、県軽自動車等運営協議会ほか2団体への負担金であります。

39ページをお願いいたします。

2目賦課徴收費であります。住民税、固定資産税、軽自動車税等の課税関係事務、申告相談事務、土地家屋の評価事務、徴収事務等に要する経費の計上であります。7節につきましては、給与支払報告書整理、申告相談関係事務補助員及び嘱託員の賃金にかかるものであります。8節につきましては、納税貯蓄組合に対する完納報奨金の見込み額であります。11節につきましては、住民税、固定資産税、軽自動車税等の課税台帳、納税通知書及び徴収事務に係る督促、催告状、徴収用自動車燃料代等に要する経費であります。12節は、申告書、納税通知書等の郵送料のほか、口座振替手数料等の支出であります。13節につきましては、町県民税や償却資産のデータ入力業務委託及び法人町民税家屋評価システムの保守業務や集成図等作成業務、時点修正不動産鑑定委託等の計上であります。14節につきましては、滞納管理システム、公的年金からの特別徴収に係るシステムのリース料、地方税電子申告支援システム利用等の計上であります。19節につきましては、社団法人地方税電子化協議会への負担金でございます。23節につきましては、個人・法人町民税、固定資産税等の税額の修正、更正に係る過年度還付金及び加算金の計上であります。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 (瀬戸啓一君)

続きまして、40ページお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。これにつきましては、町民課の窓口事務としまして、住民基本台帳ネットワークシステム及び戸籍システムの運用経費について計上したものでございます。

11節の需用費につきましては、各種証明のコピー代等でございます。印刷製本費につきましては、各種申請書の印刷代でございます。13節につきましては、戸籍総合システムの保守点検委託でございます。14節につきましては、戸籍総合システム、住基ネットワークの機械借上料でございます。19節につきましては、県戸籍事務協議会及び県外国人登録事務協議会への負担金でございます。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長 (千坂正志君)

40ページ、同じく4項選挙費につきましては、選挙管理委員会の運営、選挙啓発及び各種選挙に要する予算の計上でございます。

そのうち1目の選挙管理委員会費の1節、9節につきましては、委員4名の報酬及び費用弁償の計上でございます。

2目選挙啓発費の8節につきましては、啓発用ポスターコンクールの際の記念品の費用計上でございます。

次に、3目県知事選挙執行費につきましては、このことについては平成21年11月20日任期満了による選挙執行費部分の予算計上でございます。

4目衆議院議員選挙執行費につきましては、平成21年9月10日任期満了による選挙執行費の予算計上でございます。

次に、42ページをお開きいただきたいと思います。

5項1目統計調査費でございます。各種指定統計調査等の業務に要する費用の計上でございまして、1節、9節については、工業統計、農林業センサス及び経済センサ

スにかかわります調査員の報酬及び費用弁償等の計上でございます。13節につきましては、国勢調査調査区設定業務委託料の計上でございます。19節につきましては、県統計協会への負担金及び町統計調査員協議会へ助成をいたすものでございます。

次に、6項1目監査委員費でございます。

次のページの43ページでございますが、6項1目監査委員費につきましては、例月出納検査、定期監査、決算審査及び財政援助団体等の監査活動に要する費用の計上でございます。

1節、9節につきましては、監査委員2名の報酬及び費用弁償等でございます。19節につきましては、宮黒地方町村監査委員協議会への負担金の計上でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長（浅野雅勝君）

44ページをお願いいたします。

なお、主要施策概要につきましては、保健福祉課一般会計分につきましては4ページから9ページまでに記載してございます。

まず、3款1項1目社会福祉総務費でございます。これにつきましては、社会福祉協議会、国保特別会計それから民生委員費などに係ります事務事業費を計上してございます。

1節でございますけれども、民生委員推薦会、臨時の分ですけれども、6名の報酬でございます。それから、7節賃金でございますが、セラピー広場管理用の賃金でございます。8節ですが、民生委員推薦準備会委員の謝礼でございます。9節につきましては、民生委員の推薦会準備委員会の費用弁償などでございます。11節でございますが、事務用品それから公用車に係りますタイヤの購入、燃料、車検費用、広場の電気料等を計上してございます。45ページの12節でございますけれども、車検時の損害保険料が主なものとなっております。14節でございますけれども、福祉道路の民地の土地の借上料の計上でございます。それから、19節でございますけれども、町の社会福祉協議会、ボランティアセンター、生活相談所弁護士相談事業につきましては、福祉協議会への補助でございます。うち相談事業につきましては、生活相談時に弁護

士相談も行うものとしてございます。民生委員協議会、遺族会への補助でございます。20節でございますけれども、火災等の災害及び浮浪者への一時扶助の計上でございます。25節長寿社会対策費への積み立てでございます。27節は自動車重量税、28節でございますけれども、国民健康保険事業勘定特別会計への繰り出しでございます。職員人件費、国保税軽減分、出産育児などでの町負担分の計上でございます。

2目老人福祉費でございますけれども、これにつきましては、老人保健特別会計、介護保険特別会計、それから在宅老人対策、敬老事業、老人保護措置費などに要する費用を計上してございます。

8節でございますけれども、敬老会アトラクション、それから記念品等に係る費用の計上でございます。11節、この中では、うち食糧費でございますけれども、敬老会開催に伴う食糧費でございます。12節介護給付費審査支払手数料等でございます。それから、13節でございますけれども、寝具洗濯乾燥消毒サービスなどの高齢者生活支援事業の委託を計上してございます。19節でございます。このうちの負担金のうち、黒川地域行政事務組合へは、老人ホーム入所判定委員会経費として、それから、県国民健康保険団体連合会へは、低所得者の障害者ホームヘルプサービスに係る負担でございます。それから、低所得者利用者負担対策事業費につきましては、特別養護老人ホームなどを運営する社会福祉法人が実施します利用者負担軽減事業に対する公費負担分について負担をするものでございます。それから、補助金でございます。46ページになります。地域福祉活性化事業でございますけれども、これにつきましては、生き生きサロン、52地区を予定してございます。それから、老人クラブへは、52クラブへ助成をするものでございます。20節の扶助費でございます。これにつきましては、80歳以上の方への敬老祝金、それから100歳の方3名に対します特別敬老祝金、それから、養護老人ホームへの措置費5人分に係る費用を計上してございます。28節でございますけれども、介護保険特別会計へは12.5%の町負担分としまして繰り出しをするもの、それから、老人保健特別会計は、老人医療費で町負担分を計上したものでございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長（瀬戸啓一君）

続きまして、3目国民年金費でございます。

11節につきましては、啓発用のパンフレット代でございます。12節につきましては、切手、電話、19節につきましては、日本国民年金協会への負担金でございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長（浅野雅勝君）

4目障害者福祉費でございますけれども、障害者自立支援法に基づきます身体、知的、精神の3障害児への支援に係る予算でございます。

7節でございますが、精神相談に係ります保健師分、それから、障害程度区分認定調査に係る賃金を計上してございます。8節でございますが、身体障害者、知的障害者相談員の謝礼及び心の健康づくり研修会などの講師支払いでございます。11節でございますが、事務費、参考図書代の計上でございます。47ページの12節でございますけれども、主なものとしたしましては、主治医意見書手数料、介護給付費等請求審査支払手数料でございます。それから、13節でございますけれども、これにつきましては、訪問入浴サービス、日中一時支援事業、精神障害者小規模作業所運営委託などでございます。14節でございますけれども、障害者福祉サービスシステムの借上料の計上でございます。それから、19節でございますけれども、負担金でございます。黒川地域行政事務組合は、障害者自立支援審査会への負担、知的障害児通園施設利用につきましては、大崎広域ほなみ園利用者の負担でございます。それから、補助金でございますけれども、身体障害者福祉協会、手をつなぐ親の会への補助、それから、通所特別処遇加算費及び通所サービス利用促進事業費につきましては、知的障害者通所施設の職員の加配、送迎費用に対する補助でございます。それから、ケアホーム重度障害者支援体制強化事業費につきましては、障害区分4以上の方への助成、それから、障害者の方が自動車免許を取得する場合、補助をいたすものとしてございます。それから、20節でございますけれども、障害児への日常生活用具給付事業、更生医療費給付事業、補装具給付事業、それから、48ページの障害福祉サービスにつきましては、居宅介護等各種障害福祉サービスについての介護給付に係る扶助費でございます。

5目のひだまりの丘管理費でございます。これにつきましては、保健福祉総合センターの管理運営に係ります予算の計上でございます。

7節につきましては、福祉公園の樹木などの管理のための賃金でございます。11節福祉センターの維持管理に要します燃料費、光熱水費及び小破修繕費用を計上してございます。12節でございますが、電話料、浴場の水質検査料、火災保険料等を計上してございます。13節でございますが、総合窓口の案内、公衆浴場の管理、機械設備保守点検などの施設管理業務委託料の計上でございます。19節につきましては、2団体への負担でございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 (瀬戸啓一君)

続きまして、6目後期高齢者福祉総務費でございます。これにつきましては、平成20年度より始まりました後期高齢者医療に要する経費でございます。

19節につきましては、県後期高齢者医療広域連合会への負担金でございます。28節につきましては、後期高齢者特別会計への繰出金でございます。保険者の軽減分、それから職員の人件費等へ充当するものでございます。

続きまして、2項1目児童福祉総務費でございます。これにつきましては、主なものとしまして、児童手当事務費、乳幼児医療費助成費、心身障害者医療助成費、児童遊園等管理費、子ども虐待防止推進費、次世代育成支援対策費等に充当するものでございます。

1節につきましては、青少年問題協議会委員15名分の2回分の報酬でございます。7節につきましては、児童遊園4カ所分の清掃管理賃金でございます。8節につきましては、次世代育成対策協議会への委員14名の報償費、ことばの教室、こんにちは赤ちゃん、青少年健全育成、子ども虐待防止連絡協議会等の研修会等の講師謝礼でございます。9節につきましては、青少年問題協議会委員の費用弁償でございます。11節の印刷製本費につきましては、児童手当、乳幼児医療、心身医療等の申請書印刷代でございます。修繕料につきましては、下草遊園ベンチの修繕でございます。13節の委託料につきましては、乳幼児医療診査費の支払い事務の国保連合会への委託でございます。19節につきましては、負担金としまして仙台地区青少年育成推進連絡協議会並

びに青少年のための県民会議の負担金、補助金としまして、健やかな子どもをはぐくむ町民会議の補助金でございます。扶助費でございますけれども、20節、乳幼児医療費、心身障害者医療費でございます。

続きまして、2目児童措置費でございます。これにつきましては、児童手当の支給額の計上でございます。20節扶助費につきましては、それぞれ国の国庫補助率の関係上、補助費目ごとに明細を区分いたしております。

次のページをお願いいたします。

3目母子福祉費、これにつきましては、母子・父子家庭医療費助成等の業務について計上したものでございます。

11節につきましては、受給申請書の印刷代等でございます。19節につきましては、大和町母子福祉会への運営補助でございます。20節の扶助費につきましては、母子・父子家庭医療費の助成でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長（浅野雅勝君）

4目の保育所費でございます。

大和保育所、もみじヶ丘保育所の管理運営に係るもの及び午後7時までの特別延長保育に係る費用を計上してございます。

1節につきましては、保育所の嘱託医の小児科それから歯科医師の報酬を計上してございます。7節でございますが、保育士、調理員、用務員などの臨時職員に係る賃金の計上でございます。それから、8節でございますけれども、入退所児童に対します記念品、運動会の賞品などでございます。9節につきましては、保育士の研修費用の計上でございます。51ページの11節でございますけれども、これにつきましては、教材等の消耗品の計上、それから光熱水費、燃料費及び給食の賄い材料費などでございます。それから、12節でございますけれども、電話料、それから建物保険料などを計上してございます。13節でございますが、保育士の派遣業務の委託、清掃業務、それから消防設備点検業務、それから警備業務の委託料を計上しております。14節につきましては、コピー機、印刷機の借り上げ、それから、遠足の際のバスの借り上げを計上しております。15節の工事請負費でございますが、これは大和保育所のテラスの

屋根修繕費用の計上でございます。18節の備品につきましては、灯油用タンクを購入する予定でございます。19節のまず負担金でございますけれども、これの各種協議会及びそれから研修会に係る負担でございます。それから、補助金につきましては、一定基準を満たす無認可保育施設に対します4歳未満児を対象に、低年齢児保育施設助成事業としまして2分の1相当額を助成するための費用でございます。施設としては2施設を予定してございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長（瀬戸善春君）

5目の児童館費であります。6児童館の運営と放課後児童クラブ対策に要する経費について計上いたしましたものでございます。

52ページ、お聞きいただきたいと思いますが、1節報酬につきましては、各児童館運営協議会委員の報酬等であります。7節賃金は、主なものといたしまして嘱託児童厚生員の賃金、8節は講師謝金、9節は協議会委員の費用弁償等であります。11節需用費で主なものといたしまして、消耗品費につきましては、児童クラブ用消耗品、修繕料につきましては、各児童館の小破修繕料であります。12節の役務費であります。主なものといたしまして、通信運搬費につきましては電話料、切手代など、保険料につきましては、来館者の傷害賠償責任保険料であります。13節の委託料であります。清掃等業務及び施設設備等の保守管理点検と業務委託料であります。14節であります。14節につきましては、遠足等の児童館行事に係る車借上代などではありません。18節は、児童館運営に係る備品購入費の計上であります。19節負担金補助及び交付金であります。県児童館連絡協議会ほか1団体への負担金、それから、補助金といたしまして、児童館、母親クラブ4クラブであります。それから宮床児童館後援会に対するものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長（浅野雅勝君）

4款1項1目保健衛生総務費でございます。これにつきましては、母子保健、乳幼

児健康診査、栄養改善、健康づくり推進及び黒川地域行政事務組合に対します負担、水道事業への出資繰り出し、合併処理浄化槽会計に係ります事業費の計上でございます。

まず、1節の報酬でございますけれども、これにつきましては、食育推進会議の委員11名の報酬の計上でございます。54ページでございます。7節になります。これにつきましては、乳幼児健康診査子育て相談訪問指導などに係ります保健師、看護師、栄養士、それから歯科衛生士、助産師の臨時職員の賃金の計上でございます。それから、8節につきましては、保健推進員それから母子保健推進員62名の年額報償費、それから検診時の医師謝礼、健康たいわ21推進や献血の際の記念品に係る費用を計上してございます。9節につきましては、食育推進員の費用弁償、保健師研修費用の計上でございます。11節につきましては、消耗品費につきましては、コピー代、図書購入のほか検診時の消耗品、それから印刷製本費につきましては、子育て情報誌、母子健康手帳作成に係る費用の計上でございます。12節につきましては、主なものとしましての手数料につきましては、クリーニング代の計上でございます。自動車損害保険料につきましては、2台分の計上でございます。13節でございますけれども、休日在宅当番医制事業及び妊婦・乳児健康診査に係るもので、その妊婦一般診査につきましては、国の補助によりまして14回をここで予定してございます。14節につきましては、保健推進それから食生活改善推進及びふれあい教室での研修でのバスの借上費用でございます。それから、55ページでございますけれども、19節の負担金でございます。一つは、黒川地域行政事務組合へは、病院事業分に係るものと火葬場に要する費用を計上してございます。それから、黒川地区地域医療対策委員会ほかへは各種協議会への負担でございます。補助金につきましては、保健推進員会、食生活改善推進員会の助成のほか、里帰り妊婦健康診査への助成で、医院のほか助産院での健診にも助成をしようとするものでございます。それから、24節でございますが、水道事業会計への出資。28節につきましては、戸別合併処理浄化槽特別会計と水道事業会計への繰り出しの費用を計上してございます。

次に、2目の予防費でございます。これにつきましては、予防接種、各種がん検診のほか、健康教育、健康相談に要する費用の計上でございます。

7節でございますけれども、予防接種、各種検診、健康相談時におけます保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士などの臨時職員の賃金でございます。8節でございますが、これにつきましては、予防接種時におけます医師への謝礼でございます。それか

ら、11節でございますけれども、56ページの方をお願いいたします。この中での印刷製本費でございますけれども、各種検診などでの申し込み書、通知書の印刷経費でございます。それから、医薬材料費につきましては、ポリオワクチンなどの購入費用でございます。12節でございますけれども、これにつきましては、各種検診の際の受診それから結果通知に要します通信費の計上でございます。それから、13節でございますが、結核検診、個別予防接種、健康増進法に基づきます健診、それから、各種がん検診に係る委託料を計上してございます。14節の使用料及び賃借料につきましては、胃がん検診時の医師送迎に係る車借上料を計上してございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

3目環境衛生費につきましては、環境衛生総務費から環境計画推進費、環境マネジメントシステム事務推進費、公害対策費、有害鳥獣対策費、狂犬病予防費に要する経費を計上いたしております。

1節報酬につきましては、環境審議会委員13名への報酬でございます。8節報償費につきましては、各地区の環境美化推進員60名への謝金、犬のしつけ方教室講師謝金及び環境ポスターコンクール出展者への記念品代でございます。11節の消耗品費につきましては、防疫薬剤購入のほか、事務消耗品代でございます。印刷製本費は、ごみ分別減量等の啓発用チラシ及び狂犬病予防集合注射周知用はがき印刷代、修繕料は、消毒機械の修繕料でございます。12節役務費につきましては、通信費及び公用車損害保険料、13節委託料につきましては、不法投棄防止予防対策事業業務委託、臨時粗大ごみ運搬処理、それから不法投棄ごみ処理業務、不法投棄監視パトロール及び撤去作業業務でございます。エコファクトリーの水質検査委託、同じく大気汚染検査委託は、地域の皆様の安心・安全確保のための検査を行うものでございます。ISO推進業務委託につきましては、内部監査員のフォローアップ研修業務及び機密文書ミックスペーパーリサイクル業務処理業務委託料でございます。そのほか河川水質検査委託業務、狂犬病予防集合注射業務委託料でございます。18節備品購入費につきましては、防疫薬剤散布機械の購入費、それから、19節につきましては、前年同様の町有害鳥獣被害対策協議会負担金及び町公衆衛生組合連合会への補助金でございます。

次のページをお開き願います。

4款2項清掃費の1目廃棄物処理費につきましては、一般廃棄物処理費及び宮床山田ごみ埋立場の維持管理に要する費用でございます。

主なものでございますが、1節報酬につきましては、廃棄物減量等推進審議会時のものでございます。8節報償費につきましては、資源回収団体に対する資源回収奨励金でございます。11節需用費の印刷製本費につきましては、一般家庭ごみ収集計画表、廃棄物搬入許可申請書等の印刷代でございます。13節委託料につきましては、一般廃棄物収集運搬業務委託及び宮床山田埋立場の水質調査及びダイオキシン類検査業務並びに埋立場の除草業務委託料でございます。19節負担金につきましては、し尿処理、ごみ処理及び最終処分場運営経費の黒川地域行政事務組合への負担金、補助金につきましては、クリーンステーション整備費等助成金及び生ごみ処理機等購入助成金でございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

産業振興課長遠藤幸則君。

産業振興課長 (遠藤幸則君)

次に、5款農林水産業費についてご説明をいたします。

1項1目農業委員会費であります。農業委員会の活動に要する経費及び農家基本台帳の整備、農業者年金事務、後継者対策としての結婚相談活動等に要する経費を計上しております。

主なものでございますが、1節は農業委員16名の報酬、8節は結婚アドバイザー等への謝礼、9節は、農業委員の費用弁償や研修旅費等になります。11節需用費の印刷製本費は農業委員会だよりの発行に係るもの、12節の役務費の手数料につきましては、法務局大和出張所の廃止により、登記事項証明等のオンライン交付手数料を見込んでおります。14節は、農業委員研修並びに水稲作況調査の際の車の借上料、19節負担金は、県農業会議のほか5団体へ、補助金は、認定農業者連絡会と町農業者年金加入者協議会への助成となっております。

議 長 (大須賀 啓君)

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

60ページをお開き願います。

2目農業総務費でございます。農業総務費、宮床基幹集落センター、町民研修センター、吉田落合ふるさとセンターの各施設管理に要する経費を計上してございます。

主なものでございますが、7節賃金につきましては、宮床基幹集落センター等の作業員の清掃員の賃金でございます。11節需用費につきましては、各施設の燃料費と光熱水費のほか、修繕料として吉田ふるさとセンターの畳の表がえのほか、小破修繕に要する費用でございます。12節役務費につきましては、通信費及び施設の火災保険料でございます。13節委託料につきましては、研修センターの窓口業務、清掃業務及び防火設備等の保守点検業務等の委託料及びふれあい農園の管理委託料でございます。19節は、社団法人みやぎ原種苗センターと鳴瀬川水系さけ、ます増殖協会への負担金でございます。以上でございます。

議 長（大須賀 啓君）

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後2時56分 休 憩

午後3時08分 再 開

議 長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興課長遠藤幸則君。

産業振興課長（遠藤幸則君）

お疲れのところ申しわけございませんが、続けさせていただきます。

3目の農業振興費でございます。61ページ。説明資料は11ページからになります。ご参照お願いを申し上げます。

農業振興費につきましては、農業の振興、農業経営改善支援、認定農業者や集落営農組織などの担い手の育成、各種農業団体及び農家への水稻病虫害防除、制度資金利

子補給など、農業経営等に関する支援、また、平成19年度よりスタートしております農地・水・農村環境保全向上活動支援事業、中山間地域の振興を図る事業等に要する経費となっております。

主なものとしましては、1節は農業振興地域整備促進協議会18名分の報酬、19節負担金は、農地・水・農村環境保全向上活動事業費のほか負担金4件。62ページの方の補助金でございますが、黒川地域農作物病害虫防除推進協議会及び中山間地域等直接支払交付金等が主なものとなりますが、21年度の新たな事業としまして、産直リースハウス事業を取り組もうとするものでございます。これにつきましては、園芸作物の産直化を推進するため、町が5分の1、JAが5分の1、取り組み農家が5分の3の負担によるビニールハウス5棟の設置に対する5年間のリース払いの助成を行おうとするものでございます。

続きまして、62ページの4目畜産業費でございますが、町畜産振興協議会を通じた畜産農家への研修支援や町肉用牛素牛保留促進特別事業及び簡易放牧促進事業等に要する経費でございます。

19節は、町畜産振興協議会への負担金のほか、補助金としましては、町肉用牛素牛保留促進特別事業への助成及び簡易放牧促進事業費のとおりでございます。23節は、高齢者等肉用牛貸付事業運営基金の前年度分の利子の返還金に係るものでございます。25節は、基金への積み立てになるものであります。

63ページの5目農地費になります。農地費は、農地に関する事業推進、県営土地改良等農業基盤整備、農業用施設等農地防災等に要する経費を計上しております。

7節賃金は、直沢、もみじヶ丘ため池周辺の除草に係る作業賃金、16節は、農道管理補修用敷砕石及び排水フリューム等の原材料費、19節は、県土地改良事業団体連合会、吉田川流域ため池大和町外2市4ヶ町村組合、牛野ダム管理組合のほか、八志田堰用水路改修事業等への負担金、また、補助金としましては、大和町土地改良区排水機場の洪水調整事業に対する一部助成になるものでございます。28節は、農業集落排水事業特別会計の繰出金に係るものでございます。

64ページであります。

6目水田農業構造改革対策費であります。米政策改革大綱に基づく水田農業推進に要する費用であり、米の生産調整、転作推進のほか、町水田農業構造改革対策推進事業等に要する経費を計上しております。

7節賃金は転作等現地確認における賃金、13節は米需要システムプログラム変更の

委託料、14節は、水田台帳管理システムリース料のほか、転作先進地視察の際の車の借上料となっております。19節補助金の水田農業構造改革対策事業は、転作交付金及び集団転作組合事務費等の補助金ほかであり、水田農業条件整備事業等につきましては、県補助事業で稲発酵飼料用刈取機、大豆用管理機、直栽用田植機等の購入補助でございまして、石倉、清水、上桧和田の生産組合を予定をしておるところでございす。

2項1目林業振興費でございす。林業振興費につきましては、林業の振興、森林の整備、森林病虫害対策のほか、森林の持つ多面的な機能維持に向けた事業展開に係る経費を計上してございす。

7節賃金につきましては、林道の除草用賃金、13節は森林管理巡視業務、蛇石せせらぎの森管理業務、松くい虫被害木倒伐業務委託料となっております。19節は、県林業振興協会ほか7団体への負担金及び民有林育成対策推進事業費、森林整備活動支援交付金ほかへの補助金となっておりますのでございす。

6款商工費でございす。

1項1目商工総務費につきましては、商工関連部門における一般管理費となっております。

66ページでございす。

説明資料は15ページからになります。

2目商工振興費につきましては、商業、工業振興及び企業誘致活動に係る経費となります。商業振興費につきましては、商工会の活動支援対策、中小企業振興資金融資制度の運用、割増商品券の発行事業、商店街担い手育成事業、大和まるごと市などに要する経費。工業振興費は、工業団地法面排水溝の処理修繕や立地企業の案内看板整備のほか、立地企業への側面的支援に要する経費となっております。企業誘致費としましては、企業訪問活動や、関係機関との情報交換活動による企業立地活動や、定住促進PR活動のほか、企業立地早期操業促進条例による奨励金と新エネルギー等普及促進助成金等に要する経費となります。

9節旅費につきましては、東京、名古屋での企業立地セミナーや企業訪問に係る職員旅費、11節は企業立地ガイドや定住促進PR用パネル代のほか、企業等連絡懇話会の際の食糧費等になります。13節は、仙台北部中核工業団地内法面除草業務の委託のほか、15節はリサーチパーク看板移設のほか、仙台北部中核工業団地内の排水溝の修繕工事に係るものでございす。19節負担金につきましては、仙台北部中核都市建設

連絡協議会のほか3団体に係る負担金及び中小企業振興資金補償料になります。補助金につきましては、商工会活動助成、割増商品券発行事業、商店街担い手支援事業のほか、新たに商店街にぎわいづくり戦略事業への助成を行うとともに、中小企業振興資金等利子補給に係るもの、また、企業立地奨励金としましては3件、全農みやぎ、ビーワイ運送、協和運送倉庫3社。用地取得奨励金としても同様に3件、ビーアイ運送、パールライスみやぎ、協和運送倉庫のほか、早期操業促進奨励金として1件及び新エネルギー普及促進助成金を計上したものでありまして、この新エネルギー普及促進助成金につきましては、産業振興課の別添の資料に基づき説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、もう一度議案第28号関係の資料の2ページの方をお開きいただきたいと思っております。

今回、新たに新エネルギー普及促進助成につきまして助成を行おうとするものでございまして、事業の目的としましては、町民への新エネルギー利用の普及促進を図るとともに、二酸化炭素の削減や地球温暖化、大気汚染の防止に努め、環境負荷の少ないまちづくりを推進をするものでありまして、あわせて関連企業への融資と移転従業員の定住促進を目的とするものでございます。

骨子でございますが、町内に住宅用太陽光発電施設を新設する町民及びハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車等を購入する町民を対象に助成金を交付するものでございます。期間としましては、平成21年度から23年度までの3カ年とするものでありまして、今年度の予算としては2,500万円を予定をするものであります。

助成対象としましては、太陽光発電施設につきましては、本町に居住または住居を予定している太陽光発電を申請する町税等の未納がない個人が設置する施設を対象とするものであります。ハイブリッド車等につきましては、本町に1年以上居住する町民税等の未納がない個人が購入する自家用自動車、事業等に要する車を除くわけでありましたが、を対象とするものであります。ただし、本町に新たに家屋を取得した者の在住期間は問わないということで、この部分が定住促進に当たるものであります。

交付基準の案でございますが、太陽光発電施設につきましては、1キロワット当たり3万5,000円、12万5,000円を限度とするものであります。ただし、定住促進目的としまして、永住を目的として転入する者が新たに建築取得した家屋等につきましては、倍の1キロ当たり7万円、25万円を限度とするものであります。国・県の助成の状況については、こういった状況になっております。ハイブリッド車等につきまして

は、車両本体価格の100分の5で、20万円を限度といたすものであります。県の状況については、こういった状況でございます。

3ページの方であります。3ページは、交付時期や交付の手続、それから周知の方法について、こういった考えでおる状況についてまとめさせていただきました。

では、予算の説明資料の方に戻っていただきたいと思っております。

補助金の方まで説明を終わりましたので、21節の貸付金でございますが、中小企業振興資金の預託金、小規模企業小口資金預託金に係るもの、22節の補償金につきましては、預託金に係る損失補償料、預託金の10%分となるものでございます。

3目観光費につきましては、本町の一大イベントでございますまほろば夏まつり、お立ち酒全国大会の開催や本町の物産振興を図るための大和町観光物産協会主催のたわまるごとフェアIN仙台の開催を初め、各種イベントへの参加等に際する助成及び観光施設の適正な維持管理を図るための経費など、本町観光振興対策の推進に要する経費となっております。

7節は、船形登山道や七ツ森升沢遊歩道等の除草や旗坂野営場、升沢避難小屋等の管理に係る賃金でございます。9節は、東京巢鴨地蔵通りの物産交流のほか、各種イベント等への参加旅費、11節修繕料につきましては、旗坂野営場のトイレ浄化槽の修繕に係るもののほか、急破修繕に係るものであります。12節観光施設の10カ所に係る火災保険料、13節は、七ツ森陶芸体験館ほか3施設の指定管理者委託及び16カ所に係る公園管理委託に係るものであります。18節の備品購入費につきましては、イベント用テントの購入に係るものであります。19節負担金につきましては、昨年10月から12月にかけて行われました仙台・宮城デスティネーションキャンペーンのポストDC、ポストデスティネーションキャンペーンとして新たに仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会が立ち上げる予定でございますので、これらでの負担金のほか6団体の負担金になるものであります。68ページの方の補助金でございますが、町の観光物産協会ほか3団体への助成となるものであります。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

続きまして、7款土木費につきましてご説明をさせていただきます。

1項1目土木総務費の11節需用費のうち、消耗品費につきましては、法令の追録代や参考図書及び境界杭の購入等に要するものでございます。13節委託料につきましては、道路台帳作成及び修正委託、国土調査誤訂正測量委託に要するものでございます。17節公有財産購入費の権利購入費につきましては、建設物価調査会の著作購入費でございます。19節の負担金につきましては、県道路協会ほか14団体への負担金でございます。

次に、2項1目道路維持費につきましては、道路修繕、側溝修繕、街路樹の剪定、それから除草作業等、町道の維持管理に要するものでございまして、そのほかグレーダーとか公用車の管理及びせせらぎ水路の管理費に要するものでございます。

70ページをお開きをいただきたいと思っております。

7節賃金につきましては、これまで業者に委託しておりました山間部の町道除草作業につきまして、地域の協力をいただきながら実施したいと考えておるところでございまして、その作業人夫賃を計上いたしてございます。そのほか街路樹の剪定に要する作業人夫賃金でございます。11節需用費の消耗品費につきましては、土のう袋や除草剤のほか、グレーダーシャベル、ダンプ等の公用車両の消耗品等でございます。光熱水費につきましては、街路灯及びせせらぎ水路の電気水道料、修繕料につきましては、公用車両の車検時の修繕料及び街路灯の修繕料でございます。13節の委託料でございますが、住宅団地や工業団地などの除草業務、剪定業務委託のほか、町道の堆積土砂撤去に要するものでございます。14節使用料及び賃借料につきましては、2トントラックの借上料でございます。15節工事請負費でございますが、魚板兵土ヶ原線、別所砂子沢線の側溝修繕を予定するものでございます。16節原材料費につきましては、碎石それからアスファルト合材、側溝ふたなどの原材料の購入に要するものでございます。

続きまして、2目道路改良費でございますが、町単独事業、国土交通省補助事業、防衛省の補助事業に要するものでございまして、主要施策概要書につきましては21ページから22ページを参照願いたいと思っております。

11節の需用費のうち、消耗品費はコピー代及び一般事務用品費、印刷製本費は補助事業申請時の図面青焼き費用でございます。12節役務費の手数料につきましては、不動産鑑定に要するものでございます。13節委託料でございますが、小鶴沢線の立木伐採業務及び山下大沢線、吉田落合線の測量設計に要するものでございます。14節の土地借上料につきましては、升沢線ほか3線に係るものでございます。機械借上料につ

きましては、土木積算システム機械及び図面コピー機械の借上料でございます。15節工事請負費につきましては、町単独事業としてもみじヶ丘幹線4号の歩道段差切り下げ工事、国土交通省補助事業として小鶴沢線及び山下大沢線の道路改良、防衛省補助事業として馬場後石高線、舞野蒜袋線、東車堰線、蒜袋相川線、上舞野線等の道路改良舗装工事を予定するものでございます。17節公有財産購入費につきましては、舞野蒜袋線、蒜袋相川線の土地購入費でございます。22節の補償金につきましては、小鶴線立木補償、馬場後石高線の水道管移設、舞野蒜袋線の補償物件等に要するものでございます。

3目の橋りょう費の13節委託料につきましては、樋場橋の支障雑竹木の除去作業に要するものでございます。

4目の交通安全施設整備事業費の15節工事請負費につきましては、愛宕線、大平線のガードレール設置のほか、町道への区画線の設置を予定するものでございます。

16節原材料費につきましては、カーブミラー標識等の購入費でございます。

次に、3項1目の河川費につきましては、吉田川ほか6河川の河川敷等の維持管理に要するものでございまして、7節賃金につきましては、支障物の除去作業人夫賃金でございます。13節委託料につきましては、洞堀川除草業務及び西川樵樋管操作管理に要するものでございます。次の72ページ、19節の補助金につきましては、河川愛護会へ助成するものでございます。

続きまして、4項1目都市計画総務費の1節報酬につきましては、都市計画審議会を3回開催予定するものでございます。7節賃金につきましては、都市下水路の清掃人夫賃金、13節委託料につきましては、都市計画マスタープラン策定に要するもの、19節負担金につきましては、全国街路事業促進協議会ほか3団体に対する負担金でございます。25節積立金につきましては、都市整備基金に積み立てるものでございます。

2目土地区画整理費につきましては、大和インター周辺土地区画整理組合、吉岡南第2土地区画整理組合の補助等がなくなりましたので大幅な減となっております。事務経費として需用費1万円を計上するものでございます。

3目下水道費の28節繰出金につきましては、下水道事業特別会計へ繰り出すものでございます。

4目公園費は、都市公園29カ所、緑地8カ所、緑道3カ所の維持管理に要するものでございまして、7節賃金につきましては、公園の除草清掃作業員の賃金でござい

す。11節需用費の消耗品費、修繕料は、公園遊具、ベンチ等の修繕に要するものでございます。13節委託料につきましては、東下蔵公園ほか都市公園の管理を指定管理者であります株式会社大和町地域振興公社に委託する分として 2,297万 3,000円、指定管理外の公園、緑地等を随意契約により大和町地域振興公社に委託する分として 976万 2,000円、もみじヶ丘3号公園ほか4公園を地元地区に委託する分として 222万 2,000円を予定するものでございます。15節工事請負費につきましては、吉岡南中央公園、もみじヶ丘3号公園ほかへの遊具設置及び杉ヶ崎公園木製遊具ほか、5公園の遊具撤去に要するものでございます。19節の負担金につきましては、国営みちのく湖畔公園建設費ほか、日本公園緑地協会に対する負担金でございます。

5項1目住宅管理費につきましては、木造一戸建て80戸、アパート 140戸、合わせて 220戸の維持管理に要する経費でございます。

8節報償費につきましては、14団地ごとの住宅管理補助員への謝礼でございます。11節需用費の修繕料につきましては、雨漏り修繕、結露による内装クロス修繕等に要するものでございます。13節委託料につきましては、受水槽の清掃、消防設備点検に要するものでございます。15節工事請負費につきましては、蔵下住宅1号棟の屋根防水工事及び木造住宅の解体工事を予定するものでございます。

以上で土木費の方を終わらせていただきます。

議長 (大須賀 啓君)

本日は、ここで説明を終わりにしたいと思います。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、3月9日の午前10時です。

どうもご苦労さまでした。

午後3時36分 延会